



# 甲州における飛脚問屋

藤村潤一郎

## 序

享保一五年一月に甲府の町中平之者共が願出た口上書<sup>(1)</sup>には、当時の甲府両替屋の役割に甲金小判の引替がある事を述べて、他国からの小判は在方にくるのだが、それは全部甲府に差出して甲金に両替され、御年貢金にも在方から甲府両替屋で小判を買取って上納する。他国への請払に登せる小判も甲府で両替しているとし、この貨幣の動きに伴う物資の動向について、

一 甲州無御座、塩、茶、肴、駿州々附送り、府内ニ問屋有来り仲買方へ売渡シ在之、山方迄商売仕、渡世送り来申候事

一 甲州無御座、呉服、帷子之類、菓種、細物、焼物類、百姓農具、鉄并釘等、京大坂江戸々年来買下シ、借請代金式季払ニ致し商売仕、渡世送り来り申候御事

一 信州々年来御城下町へ附来商売仕候、米穀、酒、其外商物等、府内ニ問屋立置、仲買并酒屋方へ売渡シ、小判両替致シ代金請払仕、渡世送來り申候御事

甲州における飛脚問屋(藤村)

## 一 (略)

一甲州<sup>カ</sup>他国へ年来差出申候商賣物、紙、たは粉、糸、絹、真綿、まい、青物類、代金小判請取參、御城下へ小判持出し、甲金と引替通用仕来り申候御事

とし、近年は米穀等は一切他国へ売出してない旨を記している。勿論これ以外の物資もあるだろうが、これらの物資は当然運送された筈である。本稿が目的とする飛脚問屋が運輸を担当しているのは、その一部分と書状、貨幣であろう。飛脚問屋以外にも運輸手段が考えられるが本稿では触れない事にする。

甲州の飛脚問屋については、既に有泉貞夫、齋藤博、上野晴朗の諸氏による研究がある。本稿はこれら先学の業績に基づきながら若干の史料紹介を行なうものである。甲府の飛脚問屋としては、天保期迄の江戸への柏屋、小松屋と、幕末明治迄続き、最初は京都へ、ついで天保期以降は江戸京都への近江屋(京屋)がある。両者共に関連した存在で一律にわけて考察するには少し無理がある。これら甲府の飛脚問屋の営業は、その送り先である江戸定飛脚問屋、京都順番飛脚問屋との間であり、特に近江屋<sup>1</sup>京屋の相仕関係にふれない訳にはいかない。京屋については明治三〇年福沢諭吉「福沢全集緒言」<sup>5</sup>で、西洋事情にふれている所で「江戸の飛脚屋京屋島屋に手紙を頼むに、江戸より京大阪まで七日限りと云へば、書状一本に付き金式歩の定価なり。日を限らぬものにも一本に付二三百文を払ふことなるに、仏蘭西では唯印紙を張れば手紙は恰も独りで先方に届く、扱々奇なり」としている。飛脚問屋としては著名なものであったろう。

次に幕末開港により甲州と横浜の関係が生ずるが、これに関連する五品江戸廻令をめぐる江戸定飛脚の役割と甲府飛脚問屋の動向も考えたい。従って本稿の内容には表題から若干逸脱した点があるが、それは飛脚問屋研究の一環としての研究であるためと諒承されたい。

一 柏屋、小松屋

「甲府略志」によると、寛永一三子年八月一九日付柳町他九町の覚書には、

一時付之飛脚者八日町に而出し可被申候

とあり、当時は八日町が定駅であるが、この飛脚の具体的な事は明らかでない。

ついで元禄七年一月に堺屋吉兵衛、魚町飛角屋徳左衛門が始めて甲府から江戸迄の三度飛脚を開き、江戸宿所は市ヶ谷田町二丁目裏稲荷近所戸左衛門方で、甲府出日は三日の日、江戸出日は八の日であったとしている。

寛保二年甲府「御用留帳」によると、当時甲府には柏屋藤兵衛、小松屋善兵衛の両飛脚屋が江戸への飛脚を営んでいるが、兩人以外からの飛脚願が屢々あった事実が知られている。即ち甲府家時代（寛文元—宝永二年）に金子町藤兵衛が兩者一カ月六度の間に三度の飛脚を願出たが、共倒れを理由に取上げられず、宝永二年に柳沢家に支配替になつて再願したが矢張り却下された。享保九年に天領になると山田町松坂屋清助が「六度之間一日置」の飛脚を願出たが、前同様の理由で取上げられなかった事実がある。

次に「甲府略志」には柳沢家の時代として、魚町一丁目小松屋忠右衛門、柳町柏屋藤右衛門の兩人が飛脚屋を営み、小松屋の江戸届先は四ツ谷伝馬町二丁目植木屋与兵衛店甲斐府孫三郎宿で、荷物金銀書状等の運送は孫三郎判形により、御荷物のうち家中の分は三、四日切で届け、「私人」のものは柳沢氏の江戸本郷の上屋敷迄で荷物七七文、金子巻両に付二九文、書状巻封一九—二九文の賃銭、上屋敷以外は遠近により別に賃銭を定めたとしている。恐らく柏屋の江戸届先も同一と思う。

先述の元禄七年三度飛脚成立説は猶考証の余地があると思われるが、柏屋、小松屋の営業は元禄末年頃からである

う。  
再び「御用留帳」に返えると、寛保二年には柏屋、小松屋は一カ月に三、八の日に月六度の甲府出立である。そのうち七月は八日切で盆前は立てず、極月は二三日切で、正月は八日迄休みである。商売荷物老駄二貫四〇〇文、小包貫目荷物老貫目七十七文である。

同年正月に立近習町金兵衛が江戸への飛脚引請けを願出たが、その計画は二、七の日に月六度に仕立て、正月の二―五日、七月の一〇―一三日、極月の二五―大晦日は毎日仕立てる。この定日の外にも荷物と書状が集まり次第毎日でも立てる。荷物賃銭は商売荷物老駄二貫文、小包貫目荷物老貫目六四文で、商売荷物は四〇〇文の引下げであるが、御定駄賃は老貫八〇〇文であるから二〇〇文の徳用があるとす。そして江戸から甲府への紙包、菰包、書状等の賃銭も出来るだけ引下げるが、書状については柏屋、小松屋が一通一九文の場所は一七文に、三八文の場所は三四文に引下げ、他の場所もこれに準ずるとしている。

この金兵衛の願に対して柏屋、小松屋は正月は三日立、極月は二七・二八日のいずれかを定日に極めて飛脚を立て、差立の定日を一と六の日に変更したいとし、賃銭については、先ず銭の直段の影響がある事を申立てる。即ち先年賃銭を願出た時期には、銭は高直であったから家業が成立っていたが、次第に下値で苦しくなった。それが近年は又々下直であり「元来銭ニ而賃銭奉願候得ハ、一銭成共銭下り之分賃銭不申請今月迄ハ相勤」めたが、外の商売物は銭の下直に應じて十銭の高直で三、四銭宛直段を増加している事実<sup>(10)</sup>をあげ、更らに現在の賃銭では「年来之内ニハ、道中ニ而風雨満水、或ハ川越之節馬怪我仕荷物川江打込候、誂物ぬらし又ハ器財等損御座候得共難義ニ奉存、夫々ニ御相對を以御詫仕、調替相済申義共度々御座候得ハ、勘定之積之様ニ徳分も無御座候」と反論している。

これに対して金兵衛が口上書を再提出しているが、それには両飛脚屋の甲斐出産の栗、柿、梨子、多葉粉、江戸表

への商売荷物等が駄賃高値で引合わない事、状賃貫目荷物の見分で取る駄賃も高直であるとしており、銭の問題は往還御伝馬人足賃銭が御定以上には賃銭を出すのではないから、銭が下直ならば賃銭も下がる筈とし、ついで両飛脚屋は商売荷物を通し馬で附送っているが、継荷物にするから道中の宿々の勝手になるとしている。また江戸の取次会所が両飛脚屋は四ツ谷であるが、日本橋辺に設けるとしている。

結局同年三月に両者は馴合わない事になったので金兵衛のいる立近習町の五人組、名主が請負証文を出せば「御対談之上御加筆被仰付何れニも可被仰付」となったが、名主が加印しなかったので恐らく不成功に終わったと考えられる。

御荷物	1貫目	=付	64文
水物	1貫目	=付	100
刀	1腰	=付	80
脇指	1腰	=付	60
弓	1張	=付	50
長刀	1振	=付	110
鑓 <small>(式間鑓迄)</small>	1筋	=付	100
三間鑓	1筋	=付	132
金	1両	=付	16
御状箱	1ツ	=付	32
御状	1通	=付	17

第1表 寛保2年江戸三度飛脚  
届物駄賃表

寛保二年四月の魚町老丁目小松屋善兵衛、柳町三丁目柏屋藤兵衛の江戸三度飛脚御届物駄賃附は第一表の通りである。このうち御荷物について「老メ目以下ハ御状箱ニ准シ請取申候、老メ目以上ハかさ高キ輕キ御荷物ハ駄賃高下申請候、老駄荷物三拾六貫目式貫文」、金子について「但老分ハ五文ツ」、御状箱について「但大御状箱ハ四拾文」、御状には「但大封ハ式十六文」の但書がある。

御状一通の所附は次の通りであり、

四ツ谷 権田原 市ヶ谷 牛込 小日向 小石川 日本橋々中橋迄

一七文

青山 赤坂 桜田 本郷 矢倉 柳原 北八丁堀 京橋々新橋迄 二六文  
三田 麻布 西窪 木挽丁 筑地 南八丁堀 浅草 下谷 駒込 靈岸嶋 三四文

甲州における飛脚問屋(藤村)

谷中 本庄 深川 芝 金杉橋迄 五二文

そして「葡萄之義ハ一切請取不申候」としている。

毎月飛脚日は三と八の日の六度で、正月は三日立からで、極月は二六日迄立てる。飛脚日は以前と同様である。

江戸で請取る駄賃は江戸飛脚宿へも急度申渡して請取る。江戸から甲府迄の御状賃銭は一七文である。貫目荷物等の賃銭も引下げ、見積り御荷物は御状箱に准じて賃銭を請取る。在々への届物書状等は「御町之内郷宿取次之書付」で届ける場合が多いが、在々直届けの場合には老里宛三八文位で道法次第人足仕立てにするとしている。

これが両飛脚屋の取扱品の全貌か、それとも勤番代官関係丈けなのかは、後考にまらしたい。

この飛脚屋については宝暦二壬申年一月序野方成方「裏見寒話」には

江戸三途飛脚宿 魚町老丁目 三の日 小松屋忠右衛門 柳町 八の日 柏屋藤兵衛

とみえ、<sup>(11)</sup>柳町には問屋、伝馬宿があり、繁華街である堅近習町につながっている。魚町には肴商が多いとしている。<sup>(12)</sup>

宝暦一四年甲府「御用留」<sup>(13)</sup>の三月朔日の条には、柳町飛脚屋藤兵衛が老衰のため、悴藤右衛門に家名を譲渡し、飛脚御用を勤めさせる事を願出て聞届けられている。

斎藤博氏が紹介している武蔵国多摩郡谷野村諸星家文書の文化二年六月駒木野、小仏両宿助郷二〇カ村惣代から八王子宿問屋、甲州定飛脚問屋に対する出入の落着申立にみえる、<sup>(14)</sup>甲州定飛脚柏屋藤兵衛、小松屋忠右衛門の運輸状況は次ぎの通りである。

甲州定飛脚の両者は甲府勤番支配と代官の御用荷物、及び甲府在町からの諸届物を請負い、その継立は御用荷物には「御用甲府飛脚」、武家と在町からの届状、小包、蕙包等で老駄にならない端荷は飛脚屋が駄荷にまとめて「甲府定飛脚」の絵符を立て、この両絵符荷物は御定賃銭で継送っている。そして在町からの丸荷老駄の荷物には「諸方々

諸方行」の差札をし、この荷物と梨子荷物は御定賃銭を割五分の外に貳割余の増銭をする。なお雨天で道路事情の悪るい時とか、夜分に及んだ際には時に応じた増銭をする。蚕繭荷物についても同様であるが、この増銭は宿問屋、宿役人とは関係なしに、馬士と宰領の間で相對に授受されている。しかも「御通行様御手当ニ致置候宿立馬」で継立る。そして宿では、甲州定飛脚の継送荷物は御用三度荷物として駄数に拘わりなく、また荷物が梨子、柿、其他の売荷物であっても、御用荷物と同様に継立っている。

出入の結果として、増銭は宿問屋が請取る。定飛脚には「御用荷物并定飛脚荷物梨子荷物等相分ケ」が要求されている。

ついで斎藤博士の紹介している武蔵国多摩郡横川村横川家文書の文化二年八王子横山、八日市両宿問屋、小前惣代が助郷村々惣代に宛てた「為取替議定証文」<sup>(15)</sup>によると、甲府三度定飛脚は「上下共御用ニ限、外荷物之儀者宿方相對ニ而継送り可申候事、蚕種荷物、反物荷物、其外都而商人荷物之儀者、宿立人馬之内ニ而継立申間敷候」とし、更らにこの証文を文化一二年に両者が確認した際には、<sup>(16)</sup>甲府三度飛脚について御用荷物は貳駄位に限り、また他の在町からの丸荷は文化二年出入の際に示された様に問屋が仕訳るべきであり、殊に二割余の外増賃銭を受取るのだから宿立人馬でなく、宿方相對人馬で継送るべきだとしている。

なお「飛脚之記録」<sup>(17)</sup>には文化一〇四年に両飛脚屋から道中奉行に宛てた願書には、その現況について「両御役所様御用并御國中御預所御陣屋井田安様御用、其外御勤番様方、在町々出候荷物引請、定飛脚問屋被仰付、毎月六度ツ、飛脚差立」ているとし、宿々人馬滞につき寛保年中に甲州道中宿々に御触流しがあり、文化六巳年にも同様の触があり、冥加として甲府両勤番御役所の御用物の無賃往返を願出て聞届けられたとしている。寛保、文化の御触については私は未だ見ていない。



## 二 十七屋組II近江屋

甲府の元文二年「御用留帳」の二月一九日の条に三日町壺屋平八が蔵田村河内屋次郎左衛門を請人として京都三度飛脚を願出た口上書がある。それによると京都三度飛脚は先年は山田町堺屋吉兵衛が勤めていたが、跡式相統の者がなく中絶していた。堺屋は前述の通り江戸三度飛脚を勤めた者である。

享保二〇年に新規に京都で和糸会所が設立され、糸直買が禁止された頃に山形屋甚之丞、広瀬屋久兵衛が願出たが京都での差障りを理由に許るされず、「和糸売買御吟味之筋ニ付、近江屋五兵衛と申京都之飛脚御当地へ罷越、糸荷物等相賄指登セ申候故、私共前々相賄候筋相止ミ難儀至極」としている。近江屋は京都の江戸飛脚順番仲間のうち十七屋組の者である。私共前々とあるが壺屋が飛脚を管んだのかどうかは不明である。

元文二巳年六月に「和糸改会所相止メ、前之通糸売買仕候様ニ被仰付」<sup>(19)</sup>たので、京都三度飛脚屋を願出たが「糸出所之国々数多御座候所、其国々之飛脚京都持参仕候ニ付、御当地ニ而も飛脚相立候得は御国方御助」になるため、各地にある糸飛脚計りではなく三度飛脚を出願し、冥加のため往還四カ所の板橋修覆を差戻次第行ない、甲府の諸用、養蚕に従事する百姓、糸商売人の用向のため、京都への諸用の品、御詠物、御状等を月三度宛で日限を定めて飛脚を差立てる。糸は相場物で一日を争うので荷物が寄り次第に、定日の外でも飛脚を差立てる。道中での荷物紛失は弁償し、諸色賃銭は第二表の通りである。表中の御状と御状箱については「洛外右ニ准シ増減可申請候」と但し書があり、全体の最後には「御詠物其品ニより右ニ准シ御相对仕賃銭請取可申候」として、貫目が軽くても嵩高の荷物は相対で増銭を申請けるとしている。

結果は不明であるが、恐らく許可されなかったろう。

御状	1	通	=	付	錢24文
御状箱	1	ツ	=	付	48文
絹袖御染地類	1	貫目	=	付	348文
金	100	兩	=	付	金1分
糸荷物	1	箇	=	付	文銀40匁
端糸	1	貫	=	付	6匁

第2表 元文2年出願京飛脚賃銀表

つぎに甲府の寛保二年「御用留帳」の八月一三、一七日の条には、山田町二丁目宿取仁兵衛の口上書があり、「私儀前々々山田町市郎右衛門所常宿ニ仕、先達而奉申上置候通、京都三度飛脚相勤候、御国中々京都江為差登候糸荷物請負仕候所」として、当時仁兵衛が宿取の形で京都三度飛脚に従事しており、それは「私共義々御江戸表十七屋孫兵衛組合ニ而、不限御当地ニ京都大坂江戸諸国を引請、三度飛脚屋相勤罷有候」とあるから、江戸の定飛脚問屋十七屋孫兵衛の組合で、近江屋はこの十七屋の相仕であるから享保二〇年の近江屋の延長として考えてもよいだろう。

栗原、石和宿を経て山田町定宿に至り、八月一二日に柳町問屋から馬当して宰領が付添い附出した糸荷八駄を、柳町助右衛門が糸荷軽重吟味を理由に切落して差押える事件が起こり、糸荷物は金高の物で相場物のため道中日切で差登しているので、問屋場ならわかるが助右衛門一人の了簡で差押えられては飛脚商売が成立ないと訴えている。更らに仁兵衛の場合のみならず十七屋組三度飛脚一統の問題であり、十七屋組飛脚は「御公儀様被仰付三度飛脚屋家名を立渡世仕罷有候得ハ、道中御掛所ニ而申訳立不申儀ハ何らも仕不申」として、荷物の御定貫目は四〇貫目であるが、三度飛脚は「取集取多荷物仕立」であるから長谷川庄五郎様駅宿御吟味の際に四二、三貫目内外御免の旨を町場に仰付けられたと主張し、甲府から京都迄の道中には中山道の瀬(洗)馬と東海道の草津が改宿であるから、瀬場宿の貫目改に助右衛門が立合うべきだとしている。

つぎに糸荷物については、柳町の馬士が付出してから荒川、塩川で糸荷物才領から酒手をとる慣例があったのを、問屋が禁止した事が遠因であると述べている。

仁兵衛は柳町、山田町名主三人立合での内証取扱いを申聞されたが受入れず、その後吟味の上で「荷物貫目相

改、貫目重ク候ハ、駄賃相増附出候様」に仰付けられたが、若し各宿で貫目改があると商売が成立しないとして、「京都へ罷越登主人江対談仕、其上午恐御請可申上候得共、古来々三度飛脚家業仕、毎日道中往来仕候得共、ケ様成義承伝候義是又無御座候」と請けていない。江戸の十七屋組合であるが主人は京都に居るのだから、仁兵衛は恐らく近江屋五兵衛に奉公している者だろう。

この間の八月一五日には甲府町年寄山本金右衛門、坂田与一左衛門はこの事件について、御定貫目は四〇貫目であり、往來の諸士の荷物は太略四〇〇四三、四貫目であるが、若し四七、八貫目でも問屋場で秤改はしないと、更に町中の穀荷物の他国出しで、過重のため馬が勤兼ねる時は、馬士が申出て問屋が吟味の上で荷主に断って軽くする事は屢々ある。要するに吟味は問屋役の仕事であり、他の者が行なう事は新法を立てて商人荷物が屢々差押えられる事になるから、古例の通りにすべきだとしている。<sup>(24)</sup>結果は明らかでない。

以上にみた通り飛脚は町に定宿があり、才領をつれてきて京都和糸絹問屋手代や在地の商人が、在在から買付けた糸を才領が付添って各宿の馬士の手を通じて京都に送る方式は、各地の京都への飛脚屋出店の發生の型式を示すと共に、恐らく糸直買が行なわれる際には常に存在したろう。そしてこの時期の甲州では町在に糸の買宿があり、京都和糸問屋の手代がそこにやってくる、飛脚と連絡して業務を進めたのであろう。

享保三年「甲府御用留帳」<sup>(26)</sup>には、二月に柳町太左衛門は京都高倉八幡丁上ル一文字屋伝右衛門に糸荷物を送り、伝右衛門手代は栗原筋栗原村清兵衛方へ夏に来るとあり、二月一七日には京町吉兵衛忰彦三郎は京都糸問屋井筒屋善助手代が年々糸商に八代郡石和村甚五左衛門方と自分の所の下ってきて「少々宛之金子取替くれ申二付買為登申」としており、二月に糸商の三日町彦丁目甚之丞は買った糸を栗原筋勝沼村越後屋店手代に渡し、京都室町通り竹屋町越後屋喜右衛門<sup>(27)</sup>に送るとある。また甲府の享保一五年「御用留帳」の一〇月一〇日の条には甲金小判の引替に関連して、

糸買宿山田町与兵衛、「糸買之宿前々致」した八日町ひろせ屋甚左衛門が両替の訳を尋ねられ、三日町山形屋甚之丞も「勝沼村越後や方々糸代金前々被願両替致候ニ付、其訳相尋書付取之」とみえてゐる。

甲州の者で京都三度飛脚屋を願出た者は、従来から何らかの關係があつた者であらう。

「飛脚之記録」に記るされている文化年間の近江屋の口上書と、嘉永年間の「甲府店発起并仕法帳」によると「往古近江屋五兵衛と申人來郡、栗原宿江止宿渡世仕來候処」とあり、甲斐国東部の養蚕地帯での糸買付に關係があつた事がわかる。寛保年間には京都の近江屋五兵衛は營業はしていたが、一般に甲斐の糸絹荷物の為登が円滑でなかつたので、山田町庄右衛門が上方出生の者で事情通であつたから、近江屋に掛合つて山田町庄右衛門方に会所を設けさせた。当時の營業を「荷物取集メ京都へ不登已前ニ内金余分ニ差出、尚又糸絹仕切ニ相成候節も、金子下り不申已前ニ為替ニ取組金子相渡候得は、御国方融通宜由及承候」としている。前述の山田町宿取仁兵衛は恐らく庄右衛門方に宿を取っているのではないだろうか。

「定飛脚問屋願濟一件」<sup>(29)</sup>にある安永二年道中三度飛脚宿并取次所には

甲府 十七屋孫兵衛相仕 布袋屋庄右衛門

として「御城下より京都迄木曾路へ荷物都合次第不時ニ差立申候」とある。これは近江屋の会所を江戸側から申立てたものである。

再び前記の二史料によると天明年間に十七屋孫兵衛は御買米謀計に連座して闕所になり、その下代は獄門、近江屋は死罪になつたので、甲府の会所は天明七年<sup>(30)</sup>に引払らわれた。

その後甲府では「宰領中手持致飛脚」を勤めたが、当時の状況は「糸絹商売被致候者ニ而最合為登ニ被致候所不都合ニ而、殊ニ前金渡り為替渡り等も無之、金子融通悪敷差支」えるに至つたため、寛政年間に京都の近江屋喜兵衛の

名目で再び出張った。堅近習町東側二文字屋元鏝持店を借請け、息子の二文字屋喜三郎の代になり文政五年に山田町一丁目之家を買請けて移転しており、寛政一年六月には町触等もされ、会所開設に伴ない従来三、四年にわたつていた穴山町庄助の甲府定飛脚絵符使用の一人立荷物持登りは絵符取上げになった。近江屋の営業は引払以前と大略同様に行なわれた。

この間の近江屋の経営については、有泉貞夫氏が紹介している寛政六年「甲府御用留」<sup>(31)</sup>に、山梨郡山崎村長百姓佐右衛門が糸荷物の取継、内金渡を出願しているが、「先年々京都近江屋五兵衛と申者、甲府ニ而糸取継出張之会所相立候而京都迄之通行宜、殊ニ仕切金下り候迄者、当地ニ而内金時相場五七兩毎ニ前貸仕候、依之糸仕切金遅レ仕候而茂、商人者勿論百姓末々之者ニ至迄、至極宜御座候」とあり、近江屋が京都和糸絹問屋の内貸による糸買付の重要な一員である事が示されており、近江屋喜兵衛名目出張る迄の間は、引払ってしまったので糸荷物取継の者がなくなつたため「無換商人仲間相談之上、最奇之頭立候者相頼、唯今一兩人ニ而糸仮取継仕候」として、内金は半金に至らず、京都での売先が差支の節には、残金が容易に下らず難渋するとして、前述の動向を裏附けている。

飛脚問屋の経営にはこの様な消長があるが、京都為登絹のなかで郡内絹は、宝暦六年には一五二一疋で全体の四〇%、天保五—九年平均では二四四二九疋で矢張り四〇%に当るが、数量は約一・七倍の増加を示している。<sup>(32)</sup>

### 三 柏屋、小松屋の京都定飛脚願

「糸絹仲間江被仰渡書写并御触書之写」<sup>(33)</sup>によると、安永八亥年四月には京都和糸問屋について「問屋之外ニ而糸絹布反物等直買致売捌申間敷旨、前以触書差出置候ニ付」と、同年以前に直買禁止令が触出されている事を述べている。その年は不明である。これが遵守されず京都の「諸商人其外之者共猥ニ糸絹布反物出生之国々江罷下、又は手寄

を以直買致、於当地問屋同様売捌き、また大坂其他に小店を出して直買品を染地と称して京都に為登て売買する者があるとして、問屋外の者の売買を禁じている。

文化五辰年一〇月にも同様の触流があるが、これは文化四卯年に仲間外の者の直買禁止と「仲ヶ間ニ而茂国方へ罷下り直買は勿論、先キ金等差下候義堅不仕」<sup>(34)</sup>渡世送りの処に、甲州糸荷主のうち山梨郡上力村百姓十之丞が京都問之町御池上ル町近江屋宇右衛門方に旅宿し、和糸問屋外の富士屋吉兵衛に糸荷物二九把を渡す事件が起り、種々の経緯があつて「諸国々為差登候糸之義は、問屋共へ為差登取捌為致、問屋外ニ而取扱致問敷旨前々触書」を守らなかつたとして御呵をうけた事実が前提になつてゐる。

つぎに文化年間には「糸仲間取締示談事一札之写」<sup>(35)</sup>の文化一二亥年四月の甲州糸引受の和糸問屋六軒の議定申一札によると、従来甲州糸荷主は損毛が打続いて大痛になつてゐた、文化一〇酉年は不引合で一年に荷主一統が上京して難波を申立てたので、和糸問屋は口銭利足まで入達して漸く応対が成立したが、仕切残り分は存外の失却になつた。文化一一年の新糸も引合がわるい上に、糸の出来も不良であり、甲州以外の国の糸も下直で、「荷主方極難之趣ニ而相談ニ難及候所」として、今後の見通しも覚束かないが、「一統氣立候砌故、如何躰之騒動ニも可及哉と不安心」のために、有糸と来子年新糸前迄の登り糸について仕法立をしてゐる状態である。

「飛脚之記録」によると、甲府定飛脚問屋柏屋、小松屋の町年寄所宛の文化一〇年正月口上書には、四年以前に両飛脚屋は京都定飛脚を願出たが許可されなかつた。この節に前述の山梨郡山崎村百姓佐右衛門が石和代官所に京都飛脚問屋を願出たが、在方百姓が飛脚問屋を営むと、定飛脚問屋としての規模もなくなるため、京都定飛脚問屋を仰付けられたいと願つてゐる。その内容は甲州産物絹糸類の京都為登を引請ける計画である。前述の通り既にこれには近江屋が従事しているが、これ迄両飛脚問屋に限り甲州定飛脚問屋渡世を送つてきた事もあるから、甲斐国産物の荷物

を引請け、それに内金を渡して飛脚を差立るとしている。

若し聞濟になれば、京都大坂井上方面中筋共に御用を無賃で勤め、甲府町内の板橋四カ所御修覆御手宛金として年金一〇兩宛上納するので、甲府柳町から京都迄の宿々に人馬差支ない様に通行の御触流しを願っている。

一方同年二月一八日付田中御役所の触によると、石和代官支配所八代・山梨郡八五カ村と市川代官支配所山梨郡五カ村の合計九〇カ村は養蚕に従事し京都に糸を為登て年貢金手当としている。糸を銘々が勝手に京都和糸問屋に為登すので、京都和糸問屋に直段を左右され入金が増減して年貢金納入が遅れる。対策として前記九〇カ村が組合系問屋を設立して、京都及び諸國の糸直段を聞合せて売買したい。組合は売先を固定せず、村の参加、脱退は自由で、九〇カ村以外の村の参加も認め、この組合外に糸問屋を設立しても故障を申立てないとある。<sup>35</sup>

山崎村百姓伝右衛門の京都定飛脚問屋出願と、この山梨・八代郡九〇カ村組合系問屋出願とを結びつける史料は現在の処は見当らないが、何んらかの關係があったのではないだろうか。

この出願に対して堅近習町元次郎店京都定飛脚会所近江屋喜兵衛代太兵衛は、当時の營業は「六月走り飛脚を九月下旬迄四五ヶ月之間家業仕、殊々遠路罷越諸入用多分相掛り、また「京都系問屋を御國方為融通、前広ニ金子借請持参仕置、内金を替金無滞差出候得は、右之内ニは一鉢商物遠路之義故、相場狂ひ損金仕候者年来多分有之、右之者返金滞残金相嵩」として、集荷のためではあるが不良貨の増加による經理状態の苦しさを訴え、両飛脚屋の出願に反対している。この問題の結着は不明である。

つぎに斎藤博氏の研究によると、<sup>36</sup> 甲府町年寄坂田家日記には文化一四年正月に、三度飛脚問屋柏屋、小松屋が定日の外にも飛脚差立を願出たが、五月七日に江戸引請宿甲州屋助左衛門と掛合の上で願下げている。また五月一日には「三度飛脚外ニ売荷差立」の添書を願っているが前述と同一事項かは不明である。さらに同月一三日、六月

一日の記事では両三度飛脚問屋は絹糸問屋をたてて相対で買込み、紛しい看板を出し江戸定飛脚島屋佐右衛門と申合せて京都直為登を行ったため手鎖預けになり、八月三日の記載では買った糸の処置として、飛脚渡世の島屋、及び「宿取之無者」に渡してはならないとある。

再び「飛脚之記録」によると、文政元年七月の柏屋、小松屋の願書には、文化一四年八月に両飛脚屋が京大坂定飛脚差立を願出た事実を述べ、その当時両飛脚屋は御用定飛脚を勤め糸問屋を仰付けられており、その京大坂定飛脚の計画の内容は甲府の糸相場が下直の時に荷主え内金を渡して、京都高値を見合せて売払うものと、絹糸問屋として買入れた糸荷物を為登ものである。その出願は在方九〇カ村百姓惣代が、従来糸為登に従事するものが多かったが、現在は近江屋一軒丈けで賣買手狭のために糸直為登を求めた事にもよっている。従って恐らく文化一〇年の願出が再登場した事態であると考えられる。

江戸の飛脚問屋は故障を申立てなかったが、甲府近習町元次郎方近江屋の平兵衛は取扱品目に糸荷物を含む事を理由に故障を申立てた。

両飛脚屋は絹糸問屋を仰付けられているから反論は理由にならず、両飛脚屋の家業差障のために近江屋が差留められている定飛脚業務を「右看板店之内ニ掛置、書状荷物等」を請負っている事などを挙げて、文政元年七月には京都大坂往返定飛脚仰付を矢張り願っている。

右に述べた経過のうちで、江戸の飛脚問屋の動きを示すものに「甲府之儀御尋幸国々繩張」がある。その内の「定飛脚問屋附属国々繩張之事」は文化一四年一月に道中奉行所が大坂屋茂兵衛代千蔵を中心とした江戸定飛脚問屋に對して尋ねた記録である。

江戸定飛脚問屋島屋の申上は、甲州の柏屋、小松屋が甲斐一カ国の京大坂への書状、屈物を請取ると、江戸四ツ谷



竹町の甲州飛脚屋甲州屋助左衛門を經由して島屋の手によって差登すが、その量は多くはないから両飛脚屋が江戸經由でなく、直為登をしても差障りはないが、同じ江戸定飛脚問屋京屋の申上は、甲府堅近習町に京都相仕飛脚問屋近江屋喜兵衛の出店があり、糸荷物直為登を行なっているから差障りがあるとし、「滝川長門守様松平主計頭様甲府御勤役之砌御触渡有之、糸絹買為登 御免之上渡世仕来候」とある。両者の在勤期間からすれば、寛政一〇年一二月から享和二年九月の間に御触が出た訳である。前述の寛政一一年六月の町触かと思うが、私はまだ触について確認していない。

再び「飛脚之記録」によると、文政二年閏四月の勘定奉行他から甲府勤番頭宛の切紙、同年五月の甲府勤番頭から禁裏附宛の切紙、同年八月の甲府勤番から京都の役所宛返翰には、道中奉行は江戸定飛脚問屋を糺し、その申立によって甲府での故障を調らべ、差障りがなければ老中え何う管であった。甲府の近江屋喜兵衛出張の營業に關連して、近江屋と有栖川殿家司から差障りが申出された。有栖川殿は後述する通り、恐らく同家名目金と考えられる金を、近江屋が借金しているためであるが、結局筋違としてとりあげられないで終っている。

他方甲州の在、町の者からは、文政元寅年八月、一〇月に近江屋のみ糸絹為登はメ括の商売であると前回同様の願が出された。当時の近江屋は京都で有栖川宮から借金して、甲府店に文化六年八月銀五〇貫目、同一〇年九月銀五〇貫目を融通しており、その他にも若干融通している。また京都で「関東を被進候御米代銀之内御貸付拜借」し、文政二年春には甲府店えも差操をしており、経営は渋行している。甲府店は「糸絹自身差登候と申ニ而は無之、飛脚家業躰」であつて、糸を自身買込むものではない。京都和糸絹問屋から時の相場に應じて金子を荷主に送ってくるが、譬えば菅箇に内金として金二七兩宛を送つてき、荷主がこの金額では不融通で、金三五兩宛を望むと申込額を渡して、京都売捌後に勘定を申込んで仕切と差引をする。申込額は近頃では金四〇兩前後にも及ぶ。しかし近年は御国方相場が

行違ひになり、問屋仕切金が不足で多分の貸越算用に及び、甲州在町で約金八五〇〇兩に昇る額である。その打開策として京都の近江屋はさらに有栖川宮から借金をしている。

營業數量は「糸絹并帛包諸包平均老ケ年式百駄ニ足り不申位之手簿之家業」である。

文政二年五月一三日に、近江屋喜兵衛代太兵衛、小松屋忠次右衛門、柏屋藤兵衛は名主、差添人付添で、甲府勤番大手御役所に呼出された。太兵衛が病氣のため清兵衛が頭した。

役所では近江屋に対して、小松屋柏屋の兩飛脚屋の願には差障りを申立て、在方九〇カ村の願には故障を申立てない事は町、在の区別を考へての事かと尋ねられ、近江屋は町方兩飛脚屋は甲斐国糸絹飛脚問屋仰付の件で同商売として差支え、在方の願は甲斐国問屋仰付の件であるとし、若し在方から持登りに事態がなつた際には「持登り候得は差障り候得共、飛脚ト申事無之候故、糸売買斗と心得候間、古障ハ不申上候、又持登り候ハ、御絵府を又々御願可申候ニ付、其節は差障り之趣、御願可申奉存候」と腹積りを明かにしている。

役所が、この持登りが御免の暁には、後手になると注意しても近江屋は受付けず、「此段能々考弁之上」と申渡され、仕方なく日延を願出た。更に兩飛脚屋と相談する様にとの申渡には、「委細奉承知候得共、此相たん如何可有之哉難斗奉存候」と強硬な態度を示し、役所側は「夫は何ニ相成候とも不苦敷候間、懸合候上御答可申」と申渡した。

兩飛脚屋は一五、一六の兩日近江屋に現われて掛合ひ、さらに一八日には「三軒うちこんじテ差立可申候、但シ三軒格年ニ差立可申か、兩様之内如何」と申出たのに対して、「私方家業定飛脚と申候は、先年江戸表にて蒙御免、江戸九軒大坂四軒合二十二軒之仲間にて、惣而御公辺向并ニ家業躰仕方之儀ハ、皆仲間へ相談之上、惣方承知之上にて取究」るので、「京都主人江申遣シ、夫々惣仲間へ申遣シ、仲間之差図ニより御返答可申」と答え、つぎに兩飛脚屋が御役所からも話があった事だが、熟談の氣持はあるのかと尋ねたのに対して、「掛合も有之候ハ、然可相談可致や

う被仰候得共、急度熟談可致共被仰付は無之と心得」と答え、結局交渉は打切になり、二〇日には町年寄に返答書を提出している。

事件の結着は明らかでない。

この両飛脚屋にしても経営状態は好ましいものではない。文政二年五月の定飛脚株敷引渡差縄一件済口証文によると、文政元年一〇月に小松屋の定飛脚株を山田町利右衛門の世話で、同二年閏四月限りで山田町喜兵衛に譲渡しの筈になったが、急の入用が生じて金二〇〇両を利右衛門が用立てた。喜兵衛宛譲渡には故障が生じ、利右衛門に引渡す事になったが、それを親類一同が歎じたので、金子工面して株敷引渡は変更しようとした。調達が出来ず引渡延引となつて出入に及んだが、定飛脚株で金子を調達して返金し、利金は立入人が貰らい、将来譲渡す場合には利右衛門に引渡す事で文政二年五月に内済した。この結果名義は小松屋で営業しているが、株式は恐らく抵当に入っているのではないだろうか。これから推測すれば両飛脚屋が近江屋に完全に代って糸絹荷物に内金を渡す能力があるかは疑問で、両飛脚屋は京都相場の不調からきた京都和糸絹問屋への甲州糸荷主の対抗策にのつたのではあるまいか。

#### 四 定飛脚

「甲府三度飛脚屋之記録」<sup>(40)</sup>「飛脚之記録」によると、天保期には甲州道中の内藤新宿から甲府迄の諸荷物は、江戸は四谷竹町甲州屋助左衛門、甲府は柏屋藤兵衛、和泉屋利右衛門が引請けている。小松屋の株は和泉屋に譲られている。天保六年<sup>(41)</sup>にこの三者から江戸の定飛脚問屋京屋弥兵衛が株式を譲受けて、同年十一月から道中筋も含めて営業をはじめた。前述の通りこの区間は寛保年中と文化六年に御触流がされている。

甲府から京大坂への諸荷物は、江戸へ差下してから、東海道中仙道を送るから日数が掛る。それで甲州道中の内藤

新宿から上諏訪宿迄とそれから京大坂迄の宿々に継立方の触を願出て、京屋の他道中でとの触との振合から、天保七年に次ぎの触書が出された。

室町式丁目

権八店

弥兵衛

右之者、甲州道中内藤新宿々上諏訪迄、夫々中仙道下諏訪宿々京都并大坂迄、飛脚荷物継立願之通申渡、尤定飛脚と認候会符を差、宰領之者江定飛脚と認候焼印札を為持、宿々江茂右札を渡し置、為引合宿場定賃錢急度相払、往返可致管ニ候条、右之趣相心得宿々ニ而右焼印札請取置、為引合無相違分は定之賃錢請取之、到着之荷物控を以不留置可継もの也

申

八月朔日 隼人御判

河内御判

甲州道中

内藤新宿々

上諏訪宿迄夫々

中仙道下諏訪宿々

東海道守口宿迄

右宿々

問屋  
年寄 共

この事からすると、前述寛政一年の町触の内容が不明のため推測の域を出るものでないが、従来の近江屋の甲府から京都への飛脚は糸飛脚ではなかつたらうか。

つぎに嘉永五年閏二月の江戸京屋支配人代政七から内藤新宿役人宛一札と、同年一〇月内藤新宿問屋名主兼帯高松喜六、京屋支配人代泰助から道中奉行宛一札によると、甲府三度飛脚は馬附で老カ月に往返一二度の定日通行であるが、右に述べた天保七年の触流による京大坂迄の荷物は間便と称して、甲府御定便の外に差立日を定めず別立の先触で差立てるが、これは稀で量も多くはない。

これより先、弘化四未年八月に間荷物本馬七疋が、売荷物の奥州産物糸絹荷物であつたので、荷物宰領共に同宿方に差留められる事件が起つた。京屋は「飛脚荷物之儀者兼而御触流茂有之、御武家様は勿論百姓町人ニ不限届品請負候節者、箇之儘請取候儀ニ付、品柄相改候儀有之」とし、荷物は奥州福島宿町人から京都東洞院綿切<sup>4</sup>定飛脚外売人に遣わした糸荷物で「素々飛脚賃受取相届候荷物之儀ニ付、多少ニ寄候儀者勿論御定賃錢ニ而継立候段茂、都而御触ニ相違ニ致候儀者無之」と述べている。

吟味の結果、糸荷物など売荷物にまぎらわしいものを御定賃錢で送る事は不筋で、「武家方御使用序諸方も請負候届品相纏荷物駄数満差立候儀者格別」であるが、糸荷物など商人請負売荷物は御定賃錢ではなく、相応の相對賃錢を払って通行すべきである<sup>(12)</sup>とされた。

さて坂田家文書によって有泉貞夫氏が紹介している嘉永四年の甲府勤番の触は次の通りである。

国産之糸絹定飛脚問屋京屋弥兵衛方江差出、上方筋に為差登可申処、近頃勝手儘ニ持登り、外之糸商いたし候者

共江も手引致し、追々手持ニいたし候而已ならず、近年江州路より引合人足呼下し、右之者共江糸絹相渡し、是迄請負候荷高之三分一にも請負不相成、殊ニ自分持登候ニモ中山道通行不致、伊奈通り間道通行いたし候者共モ有之哉ニ相聞不埒之事ニ候、是迄弥兵衛方江相渡し上方筋江為差登候荷物之分者、同人方江差出為差登候様可致、右取扱候者共粗名前も相分居候得共、宥免を以此度者国及沙汰候条、其旨相心得右弥兵衛方江荷物差出、正路之取引可致候

右之通、町中不洩様可相触もの也

亥八月 下野

熊野

#### 町年寄江

即ち甲州糸為登については京屋以外の直持登や江州の人足が取扱うため、京屋取扱量は従前の三分の一以下であり、中仙道を通らず伊奈通りなどを通して糸荷物が運ばれている。

三井両替店「永要録」<sup>(44)</sup>四によると、文政一〇年八月朔日から京都糸絹問屋は「是迄者荷物問屋江引請、此方之了簡ヲ以売付置、追而荷主江仕切応対仕候ニ付、売残物等問屋持ニ相成候得共、これを新仕法に改めた。即ち「荷主糸屋町仲買問屋三方立会売ニ仕候ニ付、問屋江仕切物者一切無御座候、始終共荷主持之商内ニ御座候、尤糸内金ニ荷主江夫々貸渡違候得共、売代銀請取方者売附候翌日現銀ニ請取候仕法」である。

そして松本四郎氏の研究によると、<sup>(45)</sup>下村家大文字屋の絹店である京都糸絹問屋美濃屋忠左衛門<sup>(45)</sup>の文化元年から嘉永元年迄の営業は、既に文政一二年からは純益は僅かしかみられず、更に天保五年からは純益はなくなっている。京屋の請負荷物の減少は、この様な京都糸絹問屋の動向と無縁ではないだろう。

さらに有泉氏によると、安政元、二年、元治元年にも同様の触書が出されているそうである。これについては前述の傾向の他に、安政六年の横浜開港は京都為登糸を激減させ、京都和糸問屋の営業が困難になった事が影響しており、また幕末明治初年の動乱も為登糸の減少に影響を与えたと思われる。

和糸問屋井筒屋は小野家の糸店であるが、その元治元年から明治元年頃にかけての動向を、大正末、昭和初期の小野善太郎「小野組始末」<sup>(49)</sup>は、「生糸の商売は衰え、従来手広い生糸の商取引のために、遠近各地に生じた滞賃金は回収の目途なく」、従来南部産の糸を西陣などに供給してきたのが、「時勢の変転に余儀なくされて、萎靡振わざるに至り」、横浜生糸貿易に転向したとしている。

つぎに三井の場合には貿易生糸取扱に当たったのは、三井の江戸糸見世である江戸糸問屋越後屋喜左衛門で京都の糸店ではなく、糸は奥州のものである。<sup>(50)</sup>

推測の域を出ないが、幕末のこの様な動きのなかで、糸は甲州でも矢張り横浜に多く向かい、京都への動きは少なくなつたのではあるまいか。

なお触にみえる近江の人足については、興味ある問題であるが、具体的な事は今後の研究にまきたい。

甲州道中の元治二年中初狩宿「道中人馬日メ帳」<sup>(51)</sup>には、正月から閏五月六日迄の上下甲府定飛脚京屋弥兵衛殿内才領が記入されている。才領一人につき賃本馬五疋賃軽尻疋から賃本馬疋賃軽尻疋疋添馬疋まで、平均賃本馬四疋添馬疋疋である。

その才領の名前と日付を示すと第三表の通りになる。表に示した数字は日付であり合計日数ではない。数字のみのものは上り、( )を附したものは下り、◇を附したものは上下不明を示す。前述の通り嘉永年間には往返一二度の定日通行であるが、どの月も度数はこれに達していない。日付からすると、例えば左右衛門の場合四月五、一五日はいず

月	正	2	3	4	5	閏5
伊直	8	2	3(12)			(1)
左衛門	11	(15)	(10)	12	2<15>	
伝右衛門	12	(10)		(5)(15)		
九兵衛		7 12	(1) 7		(5) 12	(5)
伝助		15	10(15)	(1) 3 7 (10)	<11>	
太郎左衛門			(5)			
不					7	3

第3表 元治2年中初狩宿京屋定飛脚才領通過日表

れも上りであるから、この間に彼は下っている筈である。この様な例は極めて多いが、それが才領が単身なのか、相対賃銭の商荷物を運んだために日メ帳に記載されなかったか理由は不明である。

つぎに定飛脚が宿場の賃本馬、添馬で占める割合は第四表の通りで、最高は賃本馬四一%、添馬三三%で、平均は賃本馬二九%、添馬二〇%になる。

飛脚は次ぎの様な関所、番所通行の手形を持参していた。<sup>(52)</sup> 甲府から内藤新宿へ

差上申一札之事

一甲府御役所

御用荷物

宰領老人

右は甲府御用定飛脚荷物宰領相添江戸室町京屋弥兵衛方迄差立申候間御番所無相違御通被下置候様奉願上候以上

甲府

御用定飛脚問屋

文久三子年正月十日

京屋

弥兵衛

右宰領



庄右衛門<sup>㊦</sup>

内藤新宿

御番所

御役人衆中様

甲府から京都へは

差上申手形之事

一定飛脚荷物 宰領老人

右は定飛脚荷物京都同店方江差送り申候間

御関所無相違御通し被下置候様奉願上候為後日仍而如何

甲府

定飛脚問屋

京屋

弥兵衛<sup>㊦</sup>

文久四子年正月廿八日

御関所

御役人中様

京屋弥兵衛の印は「京弥 甲府定飛脚」である。

ところで嘉永三年序宮本定正「甲斐の手振<sup>(53)</sup>」は大手御門前官舎の甲府勤番が記したものであるが、定飛脚について、「五、十ノ日甲府定飛脚京やより御用駄荷一疋両鎮台片々つゝ、明荷重サ十貫目迄無賃其餘八貫目にて賃銭取候よ

月	宿(A)		定飛脚(B)			B/A×100	
	賃本馬	添馬	賃本馬	賃輕馬	添馬	賃本馬	添馬
正	51	24	12	1	2	24	8
2	69	16	23	2	0	33	0
3	98	36	40	1	12	41	33
4	81	53	28	1	12	35	23
5	116	47	19	6	8	16	17
閏5			8	0	3		
合計	415	176	122	11	34	29	20

第4表 元治2年中初狩宿賃馬表

し此御用駄荷一疋へ引添て甲府一州の江戸定使其時より四五駄つゝも出るよし、また「江戸表恐悦事並御凶札御機嫌伺共道中早飛脚二日にて御書到来す、掛声高く官舎へもひゞく」としている。

以上にみてきた通り定飛脚には御用飛脚のみを示す場合と、御用飛脚を請負っている町飛脚問屋を示す場合があり、後者の場合の具体的な定飛脚会符の内容区分は余り判然としない。定飛脚については屢々御触が出されているが、結局は定飛脚問屋荷物をどう解釈するか、定飛脚会符の解釈が問題になる。そしてこれは天明二年一月一日付の東海道、美濃路、佐屋路宿々宛に道中奉行が出した「定飛脚荷物送方儀ニ付宿々触書」<sup>(53)</sup>の解釈が根本の問題になる。

その間の飛脚問屋側の考え方を示す史料が「飛脚之記録」にある。天保一二年以降と思われるが、

安永年中願立之内、年々御奉行所々御触流被下置度段、猶又御奉行所之御印鑑御継印等ニ而も頂戴仕度段申立候所、御吟味中武家方荷物と百姓町人之荷物と仕分ケ差立之儀相成候哉之段御調有之候節、仕分差立候儀は成兼候段申上候間、町人荷物も武家荷物へ苞箇ニいたし差立候上ハ、御奉行所々之御継印等ハ難被下置、左而右体継立滞候段ハ無相違相聞候ニ付、御触可被下候

これは江戸の飛脚問屋が安永二年に問屋株式御取極を願出て、天明二年に定飛脚問屋仲間九軒が御免株になる間の奉行所吟味のやりとりである。<sup>(54)</sup>その結果天明二年に「三度飛脚荷物継立相滞候段申達候ニ付、吟味之上今般京大坂定飛脚問屋申付（中略）荷物ハ定飛脚と認候絵符差し、才領之ものへも定飛脚と認候焼印札を為持、宿々江茂右札を渡置引合、宿場定賃錢急度相払往返可致」との触が出された。<sup>(55)</sup>この触に基く江戸定飛脚問屋の享和三年「仲間定法帳」の第十五番は「定飛脚御免立会符并焼印提札之事」<sup>(56)</sup>であるが、「大坂屋茂兵衛記録」によると、最初は「御会符御焼印」となっていたが、奉行所から「御会符御焼印とありては、奉行所よりの御焼印に響、後世如何也、御の字無之と

も御免なれハ、定飛脚立会符なるまし、勘弁の認方有べし」と申渡されて訂正されたものである。

そして正徳二年三月の触<sup>(58)</sup>では、諸荷物貫目改について「在番之面々京、大坂、駿府三度飛脚荷物、近年ハ貫目重くかさ高成荷物有之、夜通シも往来之由相聞候、飛脚請負之もの其外商人之荷物ましへさる様ニ堅く被申付、尤在番之面々自分之荷物も御定之通を以、猥に貫目重き荷物差出さる間敷候」とあり可成り三度飛脚荷物に規定をしている。また「江戸、京、大坂、其外国々より、町人請負にて令往来候御用之諸荷物」とあり、町人請負でも三度飛脚荷物ではない。

つぎに享和三年以降に記るされた「飛脚仲間惣まく理<sup>(59)</sup>」には、その歴史過程を記述している所では、江戸定飛脚間屋の事を三度飛脚屋として記るしている。三度飛脚の言葉からその荷物に混同が生じて来る

さて「飛脚之記録」によると定飛脚間屋側では、右にのべた事情を背景にして次ぎの様に考えている。

右町人荷物と武家方荷物一箇ニいたし差立候上ハ、御奉行所々御鑑札ハ難被下

此御請書ニ而町人荷物武家荷物一箇ニいたし段御免ニ相成候儀ニ御座候、御味ひ可被下候

最後の言葉に定飛脚間屋の解釈と意志がよく現わされている。

## 五 近江屋と白木屋

ここでは甲府店から少し離れて、近江屋について考えたい。既述の通り近江屋の江戸相仕は十七屋、ついで京屋である。そして近江屋と白木屋は密接な関係があるが、次項で天保期甲府店での関係を考察する前提として、天保初年迄のこれら諸関係を考える。

鳥屋佐右衛門「家声録」<sup>(60)</sup>には享保二〇年の記事に同年以前の事として、上州での飛脚についてふれ、「あふみや十

五兵衛其頃ハ白木屋のおとこ成しか、此飛脚をつとめ「ついで越後屋孫兵衛と仲間になって、上州から江戸京都への運輸を請負い「近江の生れ故あふみや五兵衛と号」して一軒立ちした。「近五初ノ名白木屋太郎助」とあるから、近江屋は白木屋の手代から出発したのである。

つきに「江戸白木屋文書」には

売渡申株式之事

一上州藤岡町近江屋五兵衛名前店一ヶ所

一上州高崎町同

一上州桐生町同

一甲州山田町同

一奥州仙台大町十七屋新兵衛名前出店一ヶ所

一京都姉小路高倉西へ入町居宅

右六ヶ所三度飛脚屋株是迄拙者持来候所、此度勝手口付、右三度飛脚屋株諸一式建家土蔵とも代金四千百兩永代売渡し、則持主并証人立合連印致、右金不残儘請取申所実正也、此一件ニ付諸親類ハ不及申、外ハ違乱妨申者兼而無之候、万一六ヶ敷申者在之候ハ、連印之者引請相済、少も御苦勞相掛申間鋪候、為後日売渡し証文仍而如件

京都姉小路高倉西へ入

売主 近江屋五兵衛

手代 久兵衛

天明六丙午年

十月

江戸北鞆町

証人 山城屋宗左衛門<sup>㊦</sup>

江戸室町式町目

同 十七屋孫兵衛<sup>㊦</sup>

同

別家 伊右衛門<sup>㊦</sup>

江戸北鞆町

同 庄兵衛<sup>㊦</sup>

江戸本町式町目

同 金七<sup>㊦</sup>

白木屋彦太郎殿

即ち近江屋の株、建物は甲府店を含くめて、天明六年一〇月に白木屋に譲られたのであり、同日付同売主、手代、証人、別家で白木屋彦太郎宛に請負証文が出されており、「我々七人御請負申、慥預り申所実正也、月々諸掛并奉公人給金雜用少シ之造作等迄、私共方ニ而相賄、得分之所毎月諸帳相添、貴殿方江相渡シ、急度勘定相達可申候」として、経営の機構は変らないが、万一その営業振りが気に入らない場合には、いつ請負を解消されても一言の異議も申立てない旨を約束している。この他にも条目があるが省略に従う。

なお同文書には近江屋関係の白木屋宛借金証文五通がある。勿論これ全部ではないだろうが、株譲渡期をはさんで金三六〇〇両にのぼる金額である事が注目される。

正月	両 金200	近江屋五兵衛	藤 兵 衛
10月13日	文字金1400	十七屋孫兵衛	近江屋五兵衛
閏10月12日	二朱判1000 無切上小判	近江屋五兵衛	手代久兵衛
11月13日	1000	近江屋五兵衛	手代久兵衛

第5表 江戸白木屋文書天明6年近江屋借金表

ついで天明七年二月には、近江屋五兵衛は江戸十七屋御買米謀計に連座して獄門にな  
る。<sup>(62)</sup>

この間の事情を京屋上州藤岡店に勤めていた富田金蔵は、<sup>(63)</sup>「天明七年十七屋一件ニ而株  
式御取上ニ相成」、近江屋の奉公人は行くところがなく、早会所近江屋喜平次の処にいた。  
株は喜平次第喜兵衛へ下されたとしている。そして京都の順番飛脚問屋六人は江戸京屋株  
式を譲受けた。当然この六人には近江屋は入っていない。寛政末以前に近江屋もこれに加  
入し、文化末から文政初には京屋株は近江屋の一人持になっている。

ところで「独慎俗話 一名白木屋管店書」は、寛政四―八年に白木屋の番頭が著わした  
と推測されている。<sup>(64)</sup> 生糸について、「其所の市日に持出売買いたし候へば、為<sub>レ</sub>登糸師買取  
荷造りして箇になし、駅路の道程を継馬を以て京都に為<sub>レ</sub>登、糸問屋の方に送りぬれば糸屋  
町中買の許へ人を走て荷捌いたし、夫より西陣織屋の人に売渡候処」織りあがると売物と  
して、「櫃に詰、飛脚屋に頼遣し候へば蕙包にして、宰領人附添百有余里の道も遠きとせ  
ず、山坂の労を厭はずして御当地へ到着之上、呉服店に贈り届け候」<sup>(65)</sup>とある。近江屋は糸  
を京都に、絹を江戸に送る役割を担当している。なお木綿については「荷造りいたし廻船

問屋の元へ出しぬれば、遙の海路を」<sup>(66)</sup>渡るとしているから、木綿自体は飛脚問屋とは余り関係がなさそうである。

さて江戸定飛脚問屋和泉屋甚兵衛「万年帳」<sup>(67)</sup>の「京都順番問屋近江屋喜兵衛殿株御取上ケニ相成候一件」には、天  
保三―四年頃<sup>(68)</sup>に江州神崎郡位田村遊見松居久右衛門悴松井九次郎、同九藏は糸絹直買抜売のため御呵をうけ、洛中洛  
外御払い糸絹荷物御取上げ、つぎに近江屋喜兵衛は「糸絹荷物、当地問屋共之外請負届ケ相成趣、前以御触通乍弁、

多分之荷物馴合他向江取次いたし候段、不届至極」として、江戸順番飛脚株と預り荷物御取上げ、課料三貫文仰付け、大津の山岡嘉右衛門は松井の糸絹荷物が京都問屋以外に届けのものであるのに預かったから御呵をうけた。

この事件は天保三年九月に一件になつたもので、近江屋株御取上の後に京屋弥兵衛店預り人伊助が上京して御願した結果、天保四巳年正月一七日から元の東洞院近江屋喜兵衛店で近江屋孝三郎と改名して従来通り營業する事になつた。

「甲府店発起并仕法帳」によると、従来から松居久左衛門は奥州糸を買込み、近江屋はその糸荷物を一手に引請けていたが、この事件は直仕入をした糸を大津と、京都の近江屋・松居出店・笹屋久次郎に附込んだのを、京都糸絹問屋から訴えられたものである。<sup>(70)</sup> 近江屋については、堺町白木屋が格別の骨折で内願し、新规定飛脚株を仰付けられた。なお甲府店は、この事件のため江戸店（京屋）と相談の上、京屋弥兵衛に売渡され、店名目はこれ以後は京屋弥兵衛と改められた。

## 六 京屋甲府店

京屋と改めた甲府店について、天保一四卯年七月写「京弥甲府一条其外とも」<sup>(71)</sup>、「飛脚甲府店発起并仕法帳」<sup>(72)</sup>「甲府店仕法記録」<sup>(73)</sup>によつて考察する。

天保四年正月には甲府の和泉屋作右衛門<sup>(73)</sup>から文字金一八〇〇両を年百兩宛極月返済の条件で借用し、京屋甲府店預人兼助、同江戸店預人、京都白木屋文右衛門、同儀右衛門が連署し白木屋彦太郎代兩人が奥印している。同日付京都京屋弥兵衛、江戸同店預人の置証文によると、京屋手代兩人を甲府に差下したので甲府店印鑑捺印の通帳面を作製し、手代兩人の印形で取組から糸絹為替金入用の貸付けを願ひ、京都白木屋兩人が保証をしている。つまり甲府で白

木屋の信用を背景にして、運用資金の調達をしている訳である。

江戸京屋の乙丑邑井「大細見」<sup>(74)</sup>には、次の為替手形の案紙がある。

奉請取為御替金之事

一金何百両

永何程

右者御用金篠本彦治郎様御役所々髓ニ奉請取候処実正也、右代り金石和御同役所々幾日限、此手形ヲ以御請取可被遊候間、其節日限無相違御上納可被成、為後日之依而如件

年号

江戸

月日

京屋弥兵衛

甲府

京屋弥兵衛殿

篠本彦次郎は天保期甲州石和代官である。

この代官との縁からであろうか、天保一四年六月三日付江戸京屋店預り人代の寺社奉行宛返答書によると、是より先天保初年には京屋甲府店は甲州の甲府、石和、市川三代官所の御年貢金下改懸ケ屋を勤めていた。これはその江戸への為替を請負い資金の融通を考えたのだろう。

つぎに窪田氏竹原田藤兵衛は富家で、<sup>(75)</sup>甲府店預り人と懇意であり白木屋との取引もあったので、「御用金を為御替金其外商売筋要用為手当」のため融通をうけ、名取作右衛門<sup>(76)</sup>、大木喜右衛門<sup>(77)</sup>とも同様の関係にあった。

さて京屋甲府店は天保期市川代官山口鉄五郎に、御年貢金三四四〇両を他借して御金蔵に取替先納した。証文は元



締方連印、代官裏判で翌年御年貢金で弁納の筈であったが、代官が天保七年甲州郡内騒動の結果御役御免小普請入通塞となったため、御下りがなく、江戸町奉行所に訴えた。

結局御年貢金を代官から立替を申付ける筋はなく、よしあっても公儀に申上げる事はないとして、身分柄を理由に利解を仰渡されて損失になった。

この市川代官の件について、「且右ニ携候甲府巨摩郡西野村長百姓幸蔵、同花輪村長百姓清右衛門儀、御同所様下懸ケ屋相勤候ニ付、御年貢御立替口入金貳千四百四拾兩相滞リ、金主から出訴された。吟味中に清右衛門は欠落し「引当物兼而差入置候ニ付、多分弥兵衛店之損毛」になる。また幸蔵へは甲府店非常用意金一七〇〇兩を預けてあったが、出府中に召捕えられ家財鬻所になったので、天保一三年に市川代官所へこの旨を申立てたが無沙汰に終り、合計金三一四〇兩は京屋の損失になった。

つぎに甲府代官井上十左衛門にも「先納為御替金全御金蔵納其外」金三六八〇兩を出していたが、郡内騒動の結果矢張り損失になった。

この一万兩余の損失のため借金が嵩み、他借金主へは利分を入れていたが、天保一三年には行詰り京屋のみでなく証文加印の者も催促されるに至り、京屋江戸店預り人代が甲府に赴き仕法が成立たないために、甲府店の「家業鉢家財家蔵共一式、其儘金子方江差出」して詫を入れたが駄目で、訴訟になった。

以上の事情にあつて、白木屋と京屋の間に次の事が取極められた。

覚

一定飛脚屋店八ヶ所

但し請払方

近江屋孝三郎

諸國出店七ヶ所

京屋弥兵衛

右店々開筭以來、年々之入金別紙勘定之通り相當在之候得共、當時返納之不及沙汰ニ候間、其店々引負金濟方可

被候事

附、是迄召仕來候手代之者共迄、今後其方兩人江可任随意ニ候事

前書之通今般就改正、其方兩人江為相任候所聊相違無之候条、依而如件

白木屋勘定場

天保十三寅年

伊右衛門印

六月

清兵衛印

卯兵衛印

善右衛門事

近江屋孝三郎殿

市兵衛事

京屋弥兵衛殿

前書之通相違無之候、依而如件

大村彦太郎判

裏書

一裏書之通聊相違無御座候、依之兩人共仕法立を以御願申上候、写帳面老冊入御覽入候、何卒御歸甲之上、御勘

甲州における飛脚問屋（藤村）

弁之程御願申上候以上

寅ノ十月十二日

白木屋儀兵衛印

即ち白木屋勘定場が、従来の出金は凍結するから京屋引負他借金の返済を独立採算で行なう事、京屋使用人には白木屋が差函しない事を規定している。白木屋出金額は不明である。

更に裏書と同日付で白木屋勘定場から須崎善右衛門事近江屋孝三郎、荻野市兵衛事京屋弥兵衛、鵜飼伊右衛門に宛て白木屋儀兵衛裏書の「治定之事」には、白木屋から京屋江戸店に目代請に遣わした者が一己の了見で御代官金下取取扱方と其他の諸為替等を引請け、金子手つまりになると加島屋作次郎<sup>(48)</sup>の江戸下し金を流用し、相当額に及んだ事が天保一二年冬に露頭して、白木屋がそれを引請ける事になった。従って勘定場は今後御代官金取扱方を望まず、飛脚店取締改革を兩人に申渡された以上は口出しはしないから、随意にされたいとしている。

加島屋作次郎御下し為替の流用額は、天保一二年金二六二三九兩二分、一三年金四七五〇兩余、合計三〇九八九兩二分である。そのうち金一四七八〇兩余は、正金五〇〇兩と内藤様分金二〇〇兩合計金七〇〇兩宛二一年賦とし、金四〇〇〇兩は「加嶋屋作五郎殿<sup>(49)</sup>ニ而同五朱利足新規借用作次郎殿江返済」、利足は二二〇兩、つぎに金七四五九兩余は一二年暮から翌寅年中に全額正金返済、最後に金四七五〇兩余は一三年一〇月に返済している。従って金一二〇〇〇兩余は返済がすんでいる訳である。

この外に三井、島田、小野、井筒屋嘉右衛門の四口金七八〇〇兩、利足五朱で年金四六八兩宛がある。その内訳と返済額には不明の点が多いので省略に従う。恐らくこれらも為替が流用されて一部が負担になったと考えられるが、推測の域を出ない。

是より先、天保一三年九月二日付竹原田藤兵衛宛白屋木彦太郎印、代新兵衛書状によると、竹原田が上京して白

木屋印書を理由に京屋甲府店借金の返済を求め、結局延期している事実がある。その際に竹原田の江戸出店が白木屋から仕入れる時は「右ニ不抱御融通可申上候様被仰聞候得共、何分近來之時節柄ニ而手元甚だ以不融通、旁々以仕入金等ニ茂差支罷有候間、此儀も不任御存意ニ実以不本意ニ奉存候、何分不悪様御賢察被成下候様偏ニ奉希上候」とある。京屋借金引請が白木屋に打撃を与えているのであろう。<sup>(80)</sup>

ついで一二月三日付竹原田藤兵衛他二名宛白木屋新兵衛の一札には、同月一七日頃京都の京屋弥兵衛下向迄の猶予を乞い、江戸靈岸島久保田長右衛門を竹原田の役代として認めている。

翌一四年三月付窪田代長右衛門宛京屋弥兵衛、同店預り人二名の一札では、出訴の決意に対して日延を願っている。結局駄目で同年五月に甲府緑町式丁目御積米御用達窪田藤兵衛店預り人太右衛門煩ニ付召仕清助が、江戸日本橋通巷丁目家持彦太郎京都住宅ニ付店預り人清兵衛上京仕跡店預人清藏、甲府山田町巷丁目家持弥兵衛京都住宅ニ付店預人兼助退勤仕跡店預人久兵衛、江戸室町式丁目家主久兵衛同店店預人伊助退勤ニ付跡店預人右衛門を相手にして、天保一三年正し四月金四八八両三分、銀三匁三分六厘の内、二三月に返済された分を差引いた残金四一八両三分、銀三匁三分六厘について貸金滞出入になった。

訴状と添翰願によると、窪田藤兵衛は呉服商売で白木屋大村彦太郎と取引があり、甲府山田町京屋弥兵衛を白木屋の持店と考えている。白木屋から甲府店の糸絹為登荷物為替金の資金融通を頼まれ、白木屋店預人と面談の上で天保八四年から一二年迄五カ年季に金六〇〇〇両、利足年六分五厘を江戸室町京屋店預人連印証文で融通した。以来二月に金高増減を通帳に記して取引した。期月過ぎに一旦皆済を掛合ったが一三年七月迄延期し、結局入金がないので以後何度も交渉したが「濟方不致候手段ニ紛無之、店柄ニ不似合義難捨置」く訴えたとしている。<sup>(81)</sup>

これに対する六月三日付白木屋店預人代の寺社奉行所宛返答書は、問題の金は京屋甲府店と窪田の間の借金で、後

者の申出で白木屋が証人になった。その際の支配人は退身して京都にあり、次に支配人は二代替っているが申継がない。京屋弥兵衛も京都にいたので問合わせたが埒が明かない内に、靈岸島藤八店長右衛門が一三年三月に江戸に別家し、本家からこの貸金を商売元手金として譲受けたとして、同人代清助が一四年二月二五日に出訴した。しかし貸金譲渡は親子兄弟の他には成立せず、また従弟の続柄や本別家の間柄では願筋が立たないし、本人を除いた訴は筋違として三月七日に御吟味下げになった。

それで清助は窪田藤兵衛の召仕になり、金子取扱店支配人を除いて再出訴になったのであるから、借金は京屋店支配人に掛合うべきだと主張した。

ついで八月二五日付济口証文では滞貸金返済を、当金として金五〇〇両渡し残金三九七八兩二分、銀一五匁六厘を弘化元辰年から一二月一〇日限年金一五〇両宛返済の条件で、また八月付窪田藤兵衛宛甲府山田町京屋弥兵衛、同人京都住宅ニ付店預り人久兵衛、江戸室町式丁目同店預り人右衛門三判連印借金証文には上述の条件の他に、滞った場合には元金高に六分五厘の利足を加える。そして「三店預り人引替候節は其段御断申此証文書替入置可申候」とし、白木屋が奥印して京屋が滞った際には引受ける事を約束している。出入が落着して白木屋と京屋の間で次ぎの取極が行なわれた。

## 永代譲渡申業体之事

一 関東向定飛脚店々七ヶ所相始候以来、多分之入金致、貴殿名前を以渡世相統仕来候得共、今般対談之上、永代譲渡申所実正也、然ル上は右店々家財家蔵業体共、向後違乱之儀毛頭無之候、為後証永代譲状仍如件

天保十四卯年

譲人 白木屋清三郎

閏九月

証人 白木屋八郎兵衛

久右衛門事

京屋弥兵衛殿

同 近江屋孝三郎

右の通りに京屋と白木屋の關係はなつたのだが、白木屋の出金は残っており、呉服商であれば飛脚の使用は続行しているであろう。

是より先、窪田藤兵衛が出訴した頃に名取も訴えたが、具体的な事は不明である。大木については今後にまぢた

い。  
さて天保一三年には京屋甲府店は断絶に至るのを避けるため、種々奔走の結果年来の懇意である近江国犬上郡高宮村近江屋利左衛門名代馬場利輔に只管すがつて為登系内金立替を願ひ、その資金で出荷した利徳で年賦金割賦返済を行なう事になった。ここで白木屋、在地呉服商の他に近江商人が登場した事が注目される。尤も白木屋も近江出身ではあるが。

その後は次第に市中の評判もよくなったので、白木屋から家業冥加の差出を申渡されたが、金主方の仕法なども未定のため出さなかつた。

嘉永二年一月に馬場は甲府店借財返弁仕法について出府し、「定便甲州賃取之分、十ヶ年之間甲店助成之儀堅御対談被成」た。当時は「既ニ其節江戸店ニ而茂何角不都合之折柄故、御同心様江無利足金駄賃済崩之趣を以百金兩拝借仕」つていた状態であり、また甲府店後見在勤の江戸店政七婦府の際には馬場が万端添心する事を定めた。

ところが同三年一〇月に白木屋から京屋江戸店詰役に入っている半兵衛が、江戸店宛冥加を求めた。馬場が金主方年賦金が全然未払であり、江戸店の行動は前年約定に違反するため、以後甲府店から手を引くと言明したので甲府店

は窮地に落入り半兵衛と共に馬場に歎願して事態を收拾した。その結果再び取極が行なわれ、一〇月九日付江戸店宛甲府店支配人、次役の一札には、甲府店はその支配人新助、次役伊七が預かるが御家法を守り、借財返済法は嘉永三戌年から安政六末年迄の十カ年間の「江戸店御定便之利徳両店江御助成被下、右利徳を加へ為登荷物利徳并御定便共積金」を宛てる。年限中に完了しない場合には相談の上で仕法を立てる。従って江戸店に一切迷惑をかけないとし、馬場利輔が奥印をしている。

これに対して一〇月付甲府店宛江戸店支配人、次役の一札は、大略同趣旨であるが「定便利徳可差遣候間、何れニ茂仕法可被致候、万一右借用済方ニ相成不申候ハ、甲府定便并為登家業徳分差出置候間、如何様共御勝手次第」と若干の相異がある。また甲府店の金繰り、奉公人出入には口を出さない事を約し、詰役半兵衛が奥印している。これで見ると京屋と白木屋は完全には手が切れていない。

同年一〇月付江戸御勘定場宛甲府店支配人、次役の一札では、冥加上納金として嘉永三戌年から末年迄の十カ年間に金五〇両宛差出し、店御勘定帳を正月晦日限に提出する事になっている。

これらの史料では江戸店が白木屋ではないかと言う疑問が残るが、前述の永代譲渡証文もあるので、京屋と解釈した。

この一件に際して同年一〇月に甲府店の仕法書が作製された。内容は

- 1 甲府店の営業は馬場氏の鴻恩による。

- 2 手金を「別紙事」に貸出してはならない。また支配人の懇意先でも自由に貸出してはならない。この別紙事の内容は不明である。

- 3 支配人交替には店有金の引継額、引渡額を記す。有金の増減は支配中の出情度を頭らわすから、これにより退役

の際の恩賞心付方がある。

4 店相続は馬場氏の添心によるが、その運用は登り宰領の重も立ち衆と支配人の相談による。万一の場合に支配人が權威に任かせて別条の事を企て取計うのは不繁昌の基である。

5 若者子供が支配役になる迄勤めず、中途で晦申請の際には、平生の勤方に応じて相当の手当を出す。

6 支配人が別家見世を開いた場合には、相互の事であるから立ち行く様に心掛け、又中年で晦して簞養子の相談がある時は厚く世話をする。以上の事は店繁昌の基で京屋暖簾を殖す事を心懸ける。

7 才領のうち、登り才領は譜代同様であるから噂を心懸け、若し増長する事があれば嚴敷く申付ける。江戸才領は新規抱であるから、家法に従がわず店用に少しでも背けば速かに晦を申付ける。

8 今回支配人永田新助は別家するが、これ迄の彼の格別の骨折を認める。給金は金三〇両で「右は賄之内を以諸事可致候」。従来支配人が店同居の例があり諸入用が判別されず、店規矩が乱れたから、今後は新助の例に准ずる。

店の経営は支配人が中心となつて、登り宰領がこれを助ける形で運用されるが、これにより甲府店は利徳金を年賦金の内え割符し、以後も同様の方針であつた。

所が窪田藤兵衛から定額年賦を求められ、再び奥印を理由に白木屋と直接交渉に及ぼうとした。種々懸合の結果、嘉永六年四月付窪田藤兵衛宛甲府京屋店預り人、江戸同店預り人の一札によると天保一四年借金三九七八両、銀一五匁六厘のうち金四〇〇両が返済された丈けであり、弘化二年一二月には金一五〇両を四カ年季申年皆済の条件で借用しているから、合計金三七二八両、銀一五匁六厘を無利足年金三五両宛で返済し、店相続が出来た時は増金する。差滞の際には元金高に利足六分五厘を加える。最後に京屋の返済が滞つた時には白木屋が替つて返済する旨を奥印している。これは窪田が固執した条件で、甲府店預り人伊七が出府してまとめた結果である。



この事件により白木屋奥印の事態に立至ったので、同年四月白木屋支配衆中に対して甲府店預り人伊七、同後見新助は

然上者私共兩人者勿論後役之者江申継、当店ニ而方端引請候、向後右一件ニ付御出金等之儀者猶更、聊御迷惑相懸ケ申間敷候

とし、外の借金も甲府店業駄利徳で割済す事を述べている。

なお京屋江戸店支配人が奥印し、今度の事は扱ない事であり、「然上者甲府店者勿論、当店始諸店々奥印其外印形事一切御願申間敷候」としている。

さて嘉永六年五月に白木屋八代大村彦太郎<sup>(85)</sup>経全と推定される京都堺町旦那様が御帰館になった事実がある。それは従来の京屋への出金と、さらに天保一二年二月には江戸室町の京屋が必至と差詰り、そのため京屋の田舎各店も「一同迷動」するに至り、勤役は途方にくれ、江戸店では「防方手談突果致方無之、支配人共前後忘却仕、仕法外之取斗仕候ニ付、第一室町を始京屋御名前之御店々退転仕候而已相成」り、白木屋の京都、江戸両店が莫大の出金をして天保一三―四年に落着いた事は既に記した通りである。

時期的にみれば天保改革の影響とも考えられる。

このため同一四年一〇月に旦那様御逼塞という事になった。京屋は「何分大荒跡ニ而、御店共銘々引請之大借有之、殊者類焼又者盗難其外種々之難斗」で返納出来ず、嘉永元年に勤役が給金から拳金して旦那様御還住御造営の御足し料に上納の予定であったのを、御帰館のため披露を願っている。

金五〇〇両を献上し、内訳は江戸室町二〇〇両、藤岡、高崎、桐生、福島、仙台、甲府が各五〇両となっており、甲府店では支配人風間伊七、老人永田新助が署名している。

ところで支配人風間伊七は明治一八年五月に「風間伊七<sup>(86)</sup>」を自記している。当時の甲府店の在り方からみて、重要な役割をした人物である。

彼は甲斐国八代郡大石和筋金田村風間家の二男として文政四年七月に出れ、天保二年一一歳の時に甲府店に奉公した。前述した同一三、四年頃には「安危慨嘆ノ余リ発病シテ生家ニ帰シ養生」していたが、本店代理人から「該負債却負担ノ事ヲ再三切ニ懇談」され、弘化三年に債主に五カ年置居を求めていられ、嘉永四年に内償却をし、その間「第一節儉ナシ朝奔<sup>マ</sup>走一心不乱ス、且自誓シテ盤菜遊戯場ヲ戒慎シテ、專業ヲ励ミ真ニ刻苦ス」とある。安政元年一〇月「別居シテ生糸及陶器該營業ヲ始メ該店江通勤」し、「爾來倍勤励シテ負債償却ナス時安政六末年」、ついで京屋を退身した。

この記述の年は前述した諸事件の年代と合致するものが多い。従って嘉永三年の一件は弘化三年に何んらかの約定がなされ、その期明けに不履行のため起ったものである。後年の思い出の事でもあり、果して安政六年に完全に償却したかは、今後の研究にまちたい。また本店代理人から懇請されたのは、甲府店の重も立ち衆の一人としての彼ではあるまいか。

## 七 開 港

安政六年六月二日に神奈川（横浜）貿易が開始された。貿易の進展に伴ない万延元年閏三月には五品江戸廻送令が出され、雑穀、水油、蠟、呉服、糸の五品は横浜に直送せず、江戸問屋を経由する事になった。ついで六月には江戸系問屋の横浜出店は中止された。

幕府の貿易抑圧政策、下関事件等をへて、元治元年九月に江戸五品廻送令の根幹をなす江戸系問屋の横浜廻送生糸

の買取は中止され、同問屋は不正品の改をなすに止められた。慶応二年正月に生糸、蚕卵紙売買取締のため生産地の改印が命ぜられ、同年五月実施になり江戸糸問屋の横濱行生糸改は廃止に至る。

この間の事情については石井孝氏の詳細な研究がある。<sup>(87)</sup>ここでは行論に必要な範囲で横濱貿易と飛脚問屋の関係を考ふる事にする。

江戸糸問屋の一員である三井の江戸糸見世の「貿易荷物取締一件始末書」<sup>(88)</sup>によると、安政六年六月から一月二五日迄の横濱貿易生糸斤数を横濱御運上所が七〇七八〇斤余と報告したのに対して、「御府内飛脚問屋、奥州船積問屋、野下宿ニ至ル迄細蜜ニ取調」て「生糸箇員千四百三拾三箇 但シ乱目不同ニ御座候得共九貫目入と見積り 此斤数万六百六斤余」とし、<sup>(90)</sup>「右之外武相甲信并ニ上州も場処ニより八王子辺を原町田え相懸り、在郷高相對雇を以横濱え直廻しニ相成、<sup>(91)</sup>別而は上方筋を下り荷物も多分有之様子」で、これは糸問屋では調査出来ないが、広大な数量であるとしている。推測の上で数量を報告したらしいが、それは現在の処不明である。糸問屋は「多分之相違は有之間敷奉存候」と断言し、横濱商人の帳簿を取調べば事実明白になると言切っている。

彼等がこの様に推測出来たのは江戸定飛脚問屋、奥州船積問屋、野下宿から恐らく各宿場に至る迄調査網があったのだろうが、少なくとも飛脚問屋は江戸糸問屋と関係があり、また飛脚問屋の手をへないで相對雇で従来<sup>(92)</sup>の街道以外に生糸が送られる場合があった事が知られる。

飛脚問屋は「生糸横濱輸出調」にある万延元年六月から文久三年九月迄の改所関係収支のなかに

一金拾両也 飛脚問屋京屋島屋両家懸り役之者骨折謝礼

とあるから、江戸定飛脚問屋京屋弥兵衛、島屋佐右衛門が江戸糸問屋の荷改方に参加している。<sup>(92)</sup>

同じく「生糸横濱輸出調」には文久二戊年の甲斐国産出生糸について、「相応上品産出仕候得共、場狭ニ而格別之

荷高ハ産出不仕、然レ共横濱貿易ハ相応相廻り申候、右故八王子同様相場之高下早く、昨今兩年ハ割合高値ニ御座候<sup>(93)</sup>としてゐる。文中の八王子は武蔵国を示している。

開港前後の京屋甲府店の動向については明らかでないが、甲府の從慶応元年正月至同三年十二月「町触書付留」によると、慶応二年四月に生糸売捌方取締が触出され、五月一日には八日町式丁目真兵衛宅に生糸并蚕種改所所を定め、柳町伊七、佐兵衛が肝煎になった。「風間伊七伝」によると、伊七は京屋退身後開港により生糸で利益をあげ、安政七年には生糸売買を拡張している。

次に慶応二丙寅年「御用日記」によると、五月一三日には会所肝煎に西青沼町久兵衛、魚町久右衛門、緑町市左衛門、山田町逸平、弥兵衛が仰付けられた旨の裁許留が示されている。<sup>(95)</sup>京屋も参加した訳である。

幕府が瓦解して明治になると、「山梨県史」には明治元年六月六日に山田町若尾逸平、柳町風間伊七、同町太田佐兵衛、山田町村井弥兵衛、緑町荻野市左衛門の五名が「右者今般生糸並蚕種紙改所、是迄之通被居置候ニ付、取扱肝煎申付候事<sup>(97)</sup>」と命ぜられている。村井弥兵衛が京屋である。少し年代が離れるが明治五年「甲斐市中買物案内」には、「荷問屋 諸国妙薬取所食定飛脚問屋 糸繭肆 山田町一丁目 京屋弥兵衛」「魯国産糸繭綿 山田町一丁目 京屋弥兵衛」とあるから単に運送のみで参加した訳ではないだろう。

再び「山梨県史」によると、明治元年六月一六日には蚕種生糸横濱出しは「五月廿日江戸マテ持運請取候様布達之趣モ有之候処」取消になり、甲州産のものは「当国三分御代官、市中ハ町差配ニテ夫々は迄仕法之通税金取立」にな<sup>(99)</sup>る。

一〇月八日に肝煎のうち若尾逸平、風間伊七、太田佐兵衛が名主格を仰付けられた。<sup>(100)</sup>京屋が有力な存在でない事を傍証してゐる。

少し前に戻るが九月二二日に、前の江戸改と同様に東京海賊橋際御改所で御改請税納に変更された。この処置に対して肝煎は「東京府ニテ御改遊候被テハ、諸国一般同府へ出荷仕候へ共、全同所ノ潤沢而已ニ相成、当国並隣国ノ儀ハ眼前東京府着迄ノ日数モ相掛リ、右ニ準シ入費余計ニ相掛リ可申、商人共ニ於テハ右入費見込算当ノ上、元方ヨリ買取候ニ付、自然百姓方ノ丹精之功薄罷成連々疲弊ニ可相成」として、年貢同様に生糸蚕種紙も甲斐で取立るべきだと上申しているが、採用にならなかった事実がある。(10)

以上によって甲府関係を終り、つぎに石井孝氏の研究により初期横浜貿易商人として知られている八代郡小石和筋東油川村の甲州屋篠原忠右衛門について、横浜との関係を考えたい。石井氏が編纂された安政六年から明治七年までの書簡集「篠原家文書」(11)には、文書番号が付けられているので、これを日付の上に記し、篠原家間のものは姓名を省略する。

〔二八〕万延元年二月二〇日付書状は煙草について「右三品甲府魚町村田屋を去年之振合を以、式箇計リ継荷送りニ可致候」とある。村田屋の実態は不明である。〔四九の一〕同一〇月三日付書状では金子につき「差出方之義は江戸京屋へ出し、夫より横浜本町式丁目甲州屋忠右衛門方へ相届候様可取計候」としている。

〔一三一〕元治元年五月一二日付書状は是と申商ひ出来候ハ、此方ハ飛脚差遣し可申」と生糸が投機的な商である事を示す。ついで〔一三三〕同九月四日付書状は「入金次第五日之内、三度便ヲ以相送り可申送候(中略)当節江戸改所差支、且以来者三御奉行所立会ニ相成候趣ニ有之」と改所の状勢を伝え、〔一三七の一〕同九月七日付落合佐太郎宛書状は「今般生糸江戸問屋送り状を以入荷相成候ニ付、御所持之生糸早速御出荷可被遊、但し積付之義者小船町木屋小左衛門方へ御出し可被遊」、また〔一三九〕同九月一八日付書状は「糸繰出し方之義、江戸小船町壱丁目木屋小左衛門殿御差向横浜行と送状御認御差出し可被下候、若御繰出し被成候ハ、袋并包建えも大キク荷印ヲ御切付御出し

可被下候」としている。この木屋小左衛門は横浜荷物運送方に従事している船積宿である。<sup>(10)</sup>

「一四二の二」同一〇月四日付書状では「四箇老駄ニ付運賃金老兩江戸より神奈川三文字屋迄」とある。三文字屋は神奈川宿次間屋、船問屋の三文字屋与八だらう。<sup>(11)</sup>

さらに「一四二の一」同一〇月四日付書状は「今四日金三百兩京屋便り差遣候、八日ニ者甲府著可致候間、其方罷出可請取候、但請取方之義拙者より印鑑いたし、京屋えも遣し、其方え如此遣候間此割印を以証拠ニ可請候」と甲府の京屋にとりに行くが、「二九五」明治二年三月三日付書状は金子を「甲府着次第、京屋より可相届候」と、京屋が配達している。

「二五〇」元治元年二月九日付書状は「尚々石和本陣藤の屋正吉三軒へ江戸より之書状、度々御世話様ニ相成候段、年礼之節成共厚申述置可申候」と石和本陣との関係を示している。

「二五七」慶応元年三月二〇日付書状は荷物について、「油紙包老ツ差遣候、是ハ甲府京々村元相届候筈、甲府之用向有之候ハ、廿四日早朝京屋罷出候ハ、請取方可相成候」と配達の場合を示す。

「一八七」同一一月九日付書状は、「月のしつく」式拾箱を京屋便で送る事を求め、「一九六の二」慶応二年三月八日付書状は、甲州市川半紙見本を「式メ成、老儀なり、三度飛脚へ可遣候」としている。

急飛脚があったらしく、「二二七の二」慶応三年五月二五日付書状は病人のため急飛脚を差立るが、「飛脚之もの者、道中足痛も可有之間残し、足休之上帰浜いたし候様取計可申候」、また「三一八」明治二年八月一五日付書状は種紙の値上りを報じて、「此飛脚着致候ハ、一日之間に買方相決、夜中たり共荷送いたし差出し可申候」と相場の激しさを述べ、ついで「飛脚之もの者、足痛いたし候ハ、兩三日成止為致可申事」とある。

なお「三二九」明治二年一〇月付書状は、「十月二日巴下刻当地出立、明三日夜酉之刻其地着之筈也、飛脚賃之義

者金三両之内半金者、刻限不違候ハ、其地ニ而相渡可申候、若格別相後候ハ、内金ニ相渡置可申候」、また「先達而之飛脚賃金老両、其地ニ而渡置義承、跡者当地ニ而取計申候事、但刻限相後候間、其趣ヲ以直引申付候事」とある。これは刻限によつて賃金を限っている。生糸の相場の激しさを物語っているが、急飛脚が京屋かどうかは確認していない。

ところで飛脚も当時の政情の影響をまぬがれる事は出来なかつた。「一二四」文久三年付書状は「扱金子入差送り候積り書状二包入飛脚屋差候処、此節当表軍場用意有之、町中一同引払ニも可相成之趣ニ而、金子入書状者一切取次不申旨断有之、無契差控幸使ニ而も相待居候得共、未無之無是非書状計り申越候、何様ニも勘弁いたしこやし入可申、其内ニ者幸使も可有之、相送り可申」としている。少し長文にわたつたが、生麦事件処理をめぐる横浜の緊張が飛脚業務に支障を与えている。恐らく維新の変動期には甲州でも同様の事態が起つたのではあるまいか。

つぎにこれら書状には、封筒の裏に運輸上の具体的な事にふれているものがある。例えば「二〇六」慶応二年一月一八日付書状は三度便によるものであるが、封筒裏に「石和宿迄賃相済 是々先払」とあり、その上の張紙には「御せわ様ニハ御座候得共、此老通名当迄急使ヲ以御届ケ被下候様奉願上候、尤便賃錢之義ハ名当正治郎方々御払可申上候 甲州石和宿後藤治右衛門様 石和宿迄賃錢相済申候」とある。

石和と東油川村の間の賃錢は第六表の通りである。依頼者には本陣以外の石和宿の人名もみえている。篠原家の慶応三年「蚕たね取諸入用賃挽控帳」の八月二〇日の項では一四八文、同四「年種蝸買入賃帳」の五月一日の項では五〇〇文である。品物が不明の事もあり、物価の上昇も考えられるので、賃錢は変動しているのであろう。後者の五月二八日には四〇〇文を「廿五日横浜出書状石和飛脚え相払」としている。村から各宿への場合にも賃錢が極められる程の地域が出来ていたのか、宿への返りに托したかは後考にまわりたい。

文書番号	日付	賃 銭
199-2	慶応元年6月21日	168文
241	3年10月10日	224
245-2	3年11月9日	200
270	明治元年5月24日	248
273	元年6月4日	300
304-2	2年6月17日	400

第6表 石和東油川間賃銭表

この他には、「一七七」慶応元年八月三日付石原七郎右衛門書状は定飛脚によるものだが、封筒裏に「賃銭済」とあり、「一九二」同二月三日付書状にも「賃銭相済申候事」とあって、石和からの賃銭支払は一定していない。

以上は主として京屋の甲州と横浜間の営業を示すと考えるが、当然飛脚問屋の手をへない書状がある。例えば「七〇」文久元年七月一八日付書状は「幸便 広瀬村音三郎様へ御願申候」としている。これらがすべて無賃銭かは確認していない。

最後に郵便制度が実施されると、「三五七」明治六年六月七日付書状は「甲府が賃先払」、「三五六の二」同四月一〇日付書状は「賃済 郵便出し甲府行」となっているから、甲府郵便役所の手をへており、石和からではなくなっている。

翻って甲府から京都への為登系については、甲府の慶応元年「御用日記」の同年閏五月一〇日の条に、京屋甲府店支配人から糸絹の為登荷物につき文久三亥年より「出荷之節は願上、御印鑑御渡相成、通路無差支」く営業しているが、相場物で上方早着を要するので、「御印鑑奉願候節は良刻御下渡」を願ひ、冥加のため「荷数ニ応積金致し非常之節上納」を願出た事実がある<sup>(11)</sup>。

信州諏訪の「平野村誌」に、慶応元年五月登せ糸他所出荷駄数改運上取立願に参考書類として近国御運上口銭調書が紹介されており、その内に

一甲州表 京屋出店有之御運上世話料ト准へ巻筒ニ付巻分ニ朱宛  
と見えているのが、これに当るのであろうか。後考にまわたい。

話が前後するが、天保改革の組合廃止で京屋甲府店も株仲間廃止になっていたらしい。「甲府略志」<sup>(12)</sup>には嘉永の組



合再興以後の諸冥加納に慶応元年八月から「飛脚屋山田町弥兵衛」が永三貫文、同九月より「仲馬中継渡世片羽町兵衛」が永五百文、同一〇月から「仲馬宿三日町善右衛門」が永五百文となっている。

つぎに甲府市の林陽一郎氏が所持しておられる京屋弥兵衛封金包がある。縦一三・六〇七センチ、横四・五センチ、高五・〇センチの包で。表に「金札百両」「京屋弥兵衛包」の墨印、「但シ老兩札」の朱印があり、裏には筆で「十月廿八日 富竹新田赤沢五右衛門」と書いてある。更らに表裏に「村井極」表に「甲府邑井改」の墨印を押している。

この金札は明治元年の太政官札（官札）か、同二年の民部省札（省札）ではないかと推測されるが、<sup>(18)</sup>金札の寸法が不明のため今後にまちたい。

江戸の京屋は安政四年「兩替地名録」<sup>(18)</sup>に錢兩替としてみえているので、これは江戸のものを、甲府で「甲府邑井改」として確認したのではないだろうが、後考にまちたい。

## 八 収支

元治元年甲子年始「江戸甲州店勘定目録年々控」<sup>(17)</sup>には、元治元年から慶応二年迄の勘定目録が記るされている。これを整理して収入を第七表、支出を第八表に示した。

勘定目録の記載は大略第七表小計(A)、第八表の一部、第七表小計(B)、第八表の残り分の順で差引をしながら最後に有金、不足を記るしている。

元治元年分は、翌慶応元年元旦の差引で三一〇匁二分の有金であり、「右之外ニ拾四貫三百七拾八匁糸方々借用、開店入用出金其外本店納金等之儀者、甲府差引帳ニ悉記し置候得共、為心得此所江書頭ス」と後記がある。甲府差引帳は残っていない。本店は京屋江戸店を指すと考えられるが、勘定目録が甲府と江戸との関係のみか、京都を含むか

年	元 治 元	慶 応 元	慶 応 2
定 便 商 徳	1,367.6	8,555.5	10,813.2
懸 入 メ 高	585.4	4,582.2	4,410.9
役 料 駄 賃 帳	144.4	1,175.0	384.5
中 引 弁 金	77.4	525.0	427.8
送 り 入 用	16.9	67.5	62.5
別 仕 立 徳		352.0	15.0
荷 作 入 用			725.0
小 計 (A)	2,191.5	15,257.2	16,838.9
甲 府 店 預 り	878.3		4,991.0
糸 方 預 り	10,500.0	16,800.0	11,940.0
払 捨 預 り	256.3	1,437.0	
継 銭 預 り	39.9		814.9
手 板 代 預 り	17.8	23.0	15.0
近 市 殿 預 り		240.0	
糸 方 世 話 預 り		1,049.	729.9
配 其 外 等			118.4
小 計 (B)	11,692.3	19,549.0	18,609.2
合 計	13,883.8	34,806.2	35,448.1

第7表 京屋甲府店収入表(単位匁)

表題で迷うが、一応後者も含むとして考えたい。開店入用が何を示すか不明である。「糸方借入」は支出にも「糸方預り」とみえるので、飛脚業務とは別個と思う。糸方は京屋の営業と推測する。これに関連して第七表小計(B)は預り高の集計だが、借金とは異った性格のものであろう。いずれにせよ有金より糸方借金は多いし、本店納金もある事だから、元治元年は実際には不足である。

慶応元年分は、同二年元旦の差引で九七二匁七分の有金であるが、この差引には前年度有金額は加算していない。

慶応二年分は、前年度分有金を加えて差引一貫四一七匁の有金とした上で、更に金一五兩三分一朱、錢六三貫八二五文の卯正月元日有金を引いて、結局七一匁一分の過上としている。この卯正月有金の性格と、差引の理由は不明である。つきに寅年不足之分を書出しているが、そのうち初見

年	元 治 元	慶 応 元	慶 応 2
台所諸入用	3,266.1	19,595.7	22,646.4
諸道	3,042.8		1,553.5
普請	1,918.0		3,000.0
音信	1,016.5		
紙筆	66.7		
仕着施	332.9	1,374.9	1,393.6
地代町入用	767.0		
荒物	227.7	1,334.5	1,390.0
宰領損毛	49.0		
御用状輕子	19.8	129.7	
又七手当		285.0	
御用			115.8
衆中給金	1,348.0	10,100.5	2,790.0
衆中先貸			4,143.7
附入口損	600.0	98.7	
三井善三郎	142.5	33.0	
三井向店			230.8
山村里	687.1	544.0	
配り		333.0	
諸国継錢不		5.5	
合 計	13,484.1	33,834.5	37,263.8

第8表 京屋甲府店支出表 (単位匁)

の類焼普請と衆中先貸は第八表に含めて示したが、嘉助一件五貫二四八匁六分は除いた。

慶応三年正月の支配人は金子唯七、次役は幸助であるから、嘉助は宰領であろうか明らかでない。慶応年間にも本店納金は続いていだろう。なお金一両は約六〇匁五分一厘である。

第七、八表による差引では、元治元年三九九匁七分有金、慶応元年九七一匁七分有金、同二年一貫八一五匁七分不足になる。

つぎに第七・八表を百分比にしたものが第九・一〇表である。

第九表で収入をみると、小計(B)の預り高の方が多し事がわかる。定便商徳、懸入メ高、糸方預、甲府店預が主要な項目である。嘉永の借財返済の際の仕法が是を裏付けている。定便商徳は現金取り分で、支出

年	元治元	慶応元	慶応2
	%		
定便商徳	9.9	24.6	30.2
懸入メ高	4.2	13.2	12.4
役料駄賃	1.0	3.4	1.1
中引弁金	0.6	1.5	1.2
荷作入他			2.0
其小計(A)	0.1	1.1	0.6
	15.8	43.8	47.5
甲府店預り	6.3		14.1
系方預り	75.6	48.3	33.6
払捨預り	1.8	4.1	
継銭預り	0.3		2.3
系方世話料		3.0	2.1
其小計(B)	0.2	0.8	0.4
	84.2	56.2	52.5

第9表 京屋甲府店収入百分比表

年	元治元	慶応元	慶応2
	%		
台所諸入用	24.1	57.9	60.7
諸道具	22.6		4.2
普請	14.1		8.1
音信	7.5		
仕着施	2.5	4.1	3.5
地代町入用	5.7		
荒物	1.7	3.9	3.7
衆中給金	10.0	29.9	7.5
衆中先貸			1.1
附込口損	4.3	0.3	
山村屋	5.1	1.6	
其他	2.4	2.3	1.2

第10表 京屋甲府店支出百分比表

に宰領駄賃がないから、文字通り徳分のみだろう。懸入メ高も同様だろう。役料駄賃は勤番関係だろうか。中引弁金は性格がわからない。甲府店預は借入金的な性格が強いのではないか。糸方は糸方世話料と別けられているから、他人の分も取扱っているのだろう。糸方が京屋独自の営業か、糸問屋の前貸金を取扱っているのかは明らかでない。さて第七表の各年度の項目は不揃であるが、第八表も同様である。この事を考えた上で第一〇表の支出をみると、台所諸入用、給金、諸道具、普請が主要な項目である。また一部の項目には貸金的性格を帯びたものがある。そして性格の不明な項目が多いが、三井向店は江戸にあり一般向の絹織物、木綿類を販売した店であるから、幕末には京屋は白木屋だけでなく三井とも関係があったろう。しかしその関係は運輸以上のもではあるまい。

## 九 明治の京屋

明治五年六月東京定飛脚問屋和泉屋邸内に創立された陸運元会社は、取扱網を整えるため、定飛脚出店を元会社出張所にしたが、甲斐山梨は同年七月には出張所になつてゐるから、京屋甲府店は元会社出張所となつた。<sup>(118)</sup>

また同年八月には甲州道中に陸運元会社が設けられた。<sup>(119)</sup>既に明治四年二月から甲府で郵便が始まつていたが、同年七月には甲府と甲州道中に郵便役所、取扱所が出来た。<sup>(120)</sup>

この明治五年の「甲斐市中買物案内」に定飛脚問屋として京屋弥兵衛が記されている事は前に記した。<sup>(121)</sup>陸運元会社での甲府村井弥兵衛の明治八年株高は二〇〇円である。<sup>(122)</sup>

陸運元会社は明治八年三月に内国通運株式会社と改称するが、明治一六年届一八年版大塚宗七編「甲府各家営業便覧」<sup>(123)</sup>には、「内国通運会社 甲府八日町壱丁目北側 東京差立定便四九ノ日出発 荷物運送所 諸国売薬取次所」とある。京屋の薬取扱を引継いでいる。

しかし「各国妙薬大取次所 登京屋」とあるから、京屋は別にあるが、これが誰の経営かは不明である。

山梨日々新聞の明治四一年一月二三日掲載「風間伊七翁経曆」<sup>(124)</sup>には

京屋薬店 翁ノ苦心ニ依リ既ニ傾キカ、ツタ翁ノ主家ハ、其後山田町カラ八日町見附ニ移ツタガ、今モ猶売薬店ノ京屋トシテ世間ニ知ラレテ居ル

としている。移転はわかるが、内国通運との関係は矢張り不明である。

再び「甲府各家営業便覧」によると、「通送荷物取扱所 東京甲府定便日々差立処 東京室町二丁目倉樋川作太郎支店甲府魚町三丁目同店」とある。<sup>(125)</sup>この店標は京屋と同一であるが、後年の日本運輸株式会社の前身であり、<sup>(126)</sup>また風間伊七の店標は京で、風間京屋と称している。<sup>(127)</sup>

註

(1) 享保一五年庚戌正月吉日「御用留帳」(山梨県立図書館蔵)

(2) 有泉貞夫「幕末期甲府生糸商の存在形態」甲斐地方史の諸問題(甲斐史学特集号)

(3) 齋藤博「甲州街道地方における商業運輸資本と商品流通」多摩文化一二号、「明治初年における地方商品流通の變貌過程」甲州・東京間の案下II玉川上水ルートをめぐる「社会経済史学」二七巻四号。なおこの両稿は正田健一郎氏が削除、加筆して正田健一郎編著「八王子織物史」上巻第六章一節に収録している。

(4) 上野晴朗「甲州風土記」二七七一八頁

(5) 「福沢論吉全集」一卷二八頁(昭和三三年岩波書店版)

(6) 「甲府略志」二六一頁

(7) 「同右」二六九頁

(8) 山梨県立図書館蔵

(9) 「甲府略志」二七〇頁

(10) 飛脚賃銭と銭との関係について遠藤佐々喜「江戸時代現金通送制度の再検討—金飛脚の研究—」(交通文化二二—二四号)には「この飛脚賃銀なるものは、金銀貨幣取扱の場合だから銀目で銀何匁と計上してあるけれども、実際の授受には主として銭を以てしたものである。その点はこの物貨の賃銀或は賃銭(駄賃銭など)などの場合も同様で、

甲州における飛脚問屋(藤村)

金と銀、銀と銭との毎日の両替相場の変動を計算の基礎としなければならぬ複雑な幣制時代であったから、現金銀の運送は、手数の掛る割合に儲けが少く、果して有利な営業課目であったかどうかは甚だ疑問である。この見方によると、飛脚の歴史の半面がいつでも経営困難の連続であって、賃銭直増の歎願に関する史料が、特に多く吾々研究者の眼に触れるわけは、一般物価賃銀漸騰のためばかりではないことも推察される」としている。

(11) 「甲斐志料集成」三卷一九六頁

(12) 「同右」一九〇頁

(13) 山梨県立図書館蔵

(14) 齋藤博「甲州街道地方における商業運輸資本と商品流通」多摩文化一二号二二五—二六頁、正田健一郎編著「八王子織物史」上巻六八九—九〇頁

(15) 齋藤「同右」一一八頁、正田「同右」六九三頁

(16) 齋藤「同右」一一八頁、正田「同右」六九三—四頁。なお信州甲州筋の諸山諸寺院その外の絵符で飛脚荷物之宰領が外荷物を取交る事を、宿方が糺していないが、御用荷物と売荷物の差別をなすべきだとしている。

(17) 山梨県立図書館蔵。なお触に関連して「甲府店発起并仕法帳」(同上蔵)によると、嘉永年間のものであるが「御用甲府定飛脚之絵符を差、道中三日限を以無滞通行渡世致、文化年中両御支配様御用物無賃願意御聞濟ニ相成、亦

以御用飛脚同様ニ有之候」とある。具体的な事は今後研究を続けて究明したい。

(18) 「古事類苑」産業部二(九〇頁)には享保二〇年二月の触書があり、糸問屋三四軒の内から三人を和糸改メ年寄に申付け「向後問屋之外ニテ、猥ニ糸直買仕候者有之において、急度可<sub>レ</sub>咎候」とある。この触書では和糸問屋の直買は差支えないと考えられる。

「糸店所替之願書甲店一卷願書ノ写」(三井文庫蔵)には享保二一年辰三月に勝沼にあると考えられる越後屋の甲州店について、表口七間裏行一二間の店屋敷、一五疊の土蔵、及び表口八間裏行一五間の建物なしの隣屋敷で、両屋敷代一〇〇両、於曾村他の田畑都合一四反八畝一〇歩、代金八〇両などの資産があり、甲州店差引は銀四貫四二匁不足であるが、「店家屋敷田畑等売申度も近年困窮之上ニ候へハ早速は売<sub>レ</sub>不申候」として、「当分仕廻切候而は困方評判悪敷、追日縁薄ク相成申候、第一荷物登り方之障リニ相成申筋ニ御座候、其上当分仕舞候ニは、店斗リ之儀ニ而無之、地方も有之候へハ、巷人罷下り不申候而は所役人へ之届ケ旁交通ニ而は相済申間敷」とあり、使用人を減少させてはいるが、松尾甚兵衛を差留めて荷主との交渉や古掛け取りに当らせている。店は自分商の奉公人が家守をし、「甚兵衛造用店破損料とし而、巷ヶ年金拾兩ツ、入置ニ而相済申候」としている。

(19) 「古事類苑」産業部二(六九一七〇頁)に会所相立候節之和糸問屋岐阜屋、近江屋、播磨屋が元文年間に出した口上書がある。それによると元文二年に会所は指留になり「商売体之義は、古来之通可<sub>レ</sub>仕旨被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>仰渡、御定札之義は、其儘に被<sub>レ</sub>置、冥加至極難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>存候ニ付、会所御建被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>成候作法を以、相勤め候ハ、行末糸相場混雜仕間敷と奉<sub>レ</sub>存候」とある。和糸問屋としては会所時代の仕方方を踏襲するが、古来之通と仰渡された事は、糸直買禁止は廃止されたのではあるまいか。

(20) 糸飛脚については正徳三年に近江国長浜の糸飛脚が知られている。(近江商人事績写真帖)下巻一八二図)

(21) 十七屋孫兵衛については、拙稿「川柳と飛脚問屋十七屋」(文部省史料館報八号) 参照

(22) 荷物の貫目制限については、兎玉幸多「宿駅」九四一六頁参照

(23) 「駅肝録」(日本交通史料集成)二輯二三頁)

(24) 「五街道取締書物類寄」(兎玉幸多校訂「近世交通史料集」一巻四三四頁)には、過貫目之類の文政五年六月堀丹波守問合に対する挨拶として「本馬之荷物ハ四拾貫目之御定ニ而、右<sub>レ</sub>過貫目ニ無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>致、万<sub>一</sub>改出シ等有<sub>レ</sub>之、過貫目ニ成候節は、荷拵仕直候様可<sub>レ</sub>改候」とある。

なお長谷川庄五郎の宿駅御吟味の際の仰付は私はまだ確認していない。

(25) 享保九年一〇月甲斐国山梨郡下井尻村「村鑑明細帳」に  
 は、糸については「他国より商人来り所之商人も買取申候  
 て京都へ出し申候」(「日下部町誌」一一八頁)とあり、同  
 村の依田家文書(史料館所蔵)には次の様な日野屋治兵衛  
 の仕切がある。

仕切

六月十八日

一巻貫六百八拾九匁 甲州糸廿貳把

札八貫百九拾九匁

正ミ六メ五百卅六匁八分

三拾八匁七分かへ

百四十四 百六十五 百七十九

百七十一 百七十三 百七十五

百七十七 百八十巻 百七十四

百七十八 百卅貳 百七十貳

百六十九 百卅八 百八十貳

百六十五 百六十八 百六十巻

百八十 百七十 百六十七

百七十六

内

拾六匁九分 口セム

四月三日

三拾匁三分 金貳分上り駄ちん

甲州における飛脚問屋(藤村)

五拾八匁三分五厘 酉三月十三日糸廿六匁ノ口合物売

損引

拾四匁九分

酉ノ七月三日仕切合物右同断

十九 廿一 廿二 廿三 右之口

拾九匁分五厘

新糸ノ口过上銀引

割印 引ノ巻貫五百四拾九匁四分

此金貳拾五兩貳分ト

拾四匁分

小割六拾匁八分かへ

右之通相渡し相済申候已上

享保拾五歳戌

日野屋

七月十四日

治兵衛

鷺田丈右衛門様

依田与右衛門様

ここでは仕切中に「上り駄賃」が差引かれているので、荷  
 主と飛脚との間ではなく、糸売附人と飛脚の間で駄賃の授受  
 があったのであろう。

(26) 山梨県立図書館蔵

(27) 享保一四年に三井の経営である和糸絹問屋越後屋善右衛  
 門へ三井大元方が与えた「糸店建書下書」のうちの「商高  
 建」には、

上上 八百貫目 甲州

是者糸店第一之家督、殊掛り物無數、面白ク存候間、此



上国方味合能荷物引請候様、情々氣ヲ入可申候

とある。(中井信彦「幕藩社会と商品流通」二二七—八頁に引用されている)文中にみえる糸店とは京都室町通竹屋町越後屋喜右衛門の三井での呼名である。「三井銀行五十年史」三頁)

(28) 山梨県立図書館蔵

(29) 通信博物館蔵(日本通運「社史」七二頁に引用されている)

(30) 「甲府店発起并仕法帳」は天明二寅年としているが、十七屋一件からすれば七年である。

(31) 有泉貞夫「養蚕地帯の農業構造—山梨県を中心として」

(堀江英一編「幕末・維新の農業構造」二二—頁)

(32) 松本四郎「商品流通の発展と流通機構の再編成」(「日本経済史大系」四近世下一〇四—五頁)

(33) 三井文庫所蔵文書

(34) 森岡美子「荷受問屋資本の生産地投下の諸形態」史学雑誌五九編一号二七頁には、享保二〇年に京都和糸問屋株仲間が成立し、その定書には仲間外の和糸取扱を禁じ、取引上の規定を設けている。一つは「糸出生之国々江籠下り糸買メ、抜売、抜買亦堅改間敷事」、一つは「国々江手寄を以、前銀差下し糸買取候者有之候而は、困々相場温難いたし、世上之難儀ニ相成候間、右躰之儀堅改間舖事」とある。推測の域を出るものでないが、この仲間定書が文化年閏にも続いているのではあるまいか。

(35) 三井文庫所蔵文書

(36) 有泉「前掲稿」二二二頁には、甲府町年寄坂田家文書「町触御書付留」による九〇カ村願書を紹介している。なお有泉氏の研究によると文政四年にも幕領、田安領郡中総代から糸為替会所問屋設立願の廻状が出されているそうである。

(37) 齋藤「前掲稿」一一九頁

(38) 一橋大学附属図書館蔵、なお齋藤「前掲稿」によると「四谷区史」に引用されているそうであるが、私はみていない。

(39) 「柳宮補任」(大日本近世史料)五卷一〇五、一〇七頁

(40) 山梨県立図書館蔵

(41) 一説には京屋が両定飛脚株を譲うけたのは、天保二卯年とある。

(42) 有泉貞夫「幕末甲府生糸商の存在形態」甲斐地方史の諸問題(甲斐史学特集号)二五〇頁、なお「柳宮補任」(大日本近世史料)五卷一〇六頁からすれば「熊野」は「能登」と思われる。

(43) 三井文庫所蔵文書、この問題については松本四郎「幕末・維新时期における経済的集束の史的過程」歴史学研究三二九号六一—七頁参照

(44) 松本「同右」六頁

(45) 美濃屋忠右衛門については「大丸二百五拾年史」八二、

八五十六頁参照

(46) 有泉「前掲稿」二五〇頁

(47) 「外国貿易諸色一件」(「横浜市史」資料編一七五頁)

の万延元年一二月「売徳献納につき糸問屋より町奉行所へ  
歎願書」には、「横浜之而巳相廻し京都為登系は勿論諸國  
之機場え生系相廻り不申(中略)京都為登系弥無数品払底ニ  
付而は西陣機屋并練糸組系類之荷主とも休業之族多く」と  
ある。石井孝氏の研究によると(「横浜市史」二卷三四〇  
頁)、京都和糸問屋の取扱為登系は化政期は二万箇、安政  
五年迄の三〇年間の平均は一万三、四千箇、同六年には八  
二五〇箇と激減している。

(48) 沢田章「江戸時代に於ける株仲間組合制度特に西陣織屋  
仲間の研究」二三六頁

(49) 小野善太郎「小野組始末」七〇頁。なお「糸絹仲ケ問々  
之願書并被仰渡之扣」(三井文庫蔵)の文化一三年和糸問  
屋荷物国別引請売捌には井筒屋善右衛門は、美濃、飛州、  
越前、甲州、上州、武州、奥州系を扱っている。なお小野  
組井筒屋の系取引について五日会編「古河市兵衛翁伝」三  
一四〇頁参照。

(50) 「三井家文書」(横浜市史資料編一) 中井信彦稿「横浜  
市史」二卷六八二頁参照

(51) 林陽一郎蒐集文書。同氏の御好意により閲覧した。記し  
て感謝したい。本史料には定飛脚の他に、加州金沢飛脚が

甲州における飛脚問屋(藤村)

記るされている。四月六日に下りで御先触老通無賃人足老  
人、同九日にも下りで賃軽尻老定とある。

(52) 山梨県立図書館蔵

(53) 「馱肝録」(日本交通史料集成二輯一三三―一三三頁)

(54) 定飛脚株出願から御免迄の経緯は、「飛脚仲間惣まく理」  
(日本交通史料集成三輯一五二―一三三頁)、日本通運株式會  
社「社史」六九―七八頁参照

(55) 「馱肝録」(前掲書一三三―一三三頁)

(56) 「飛脚仲間惣まく理」(前掲書二六八頁)

(57) 「大坂屋茂兵衛記録」(慶応義塾図書館蔵)のうち「御  
間置ニ相成仲間定法帳御札請答一件 四」

(58) 「御触書寛保集成」(一二七六)六五五―一六頁

(59) 「飛脚仲間惣まく理」(前掲書二四九、一五二頁)

(60) 通信博物館蔵

(61) 東京大学法学部法制史資料室蔵

(62) 「翁草」卷一二六(日本随筆大成三期二卷六九三―四  
頁)

(63) 秩父市太田富田家文書、十七屋一件前後の本史料による  
詳細は拙稿「上州における飛脚問屋」史料館研究紀要一号  
二二二頁参照

(64) 「日本經濟大典」二六卷解題三一七頁

(65) 「同右」六六一頁。なお「白木屋三百年史」には「白木  
屋管店書」の標題で全文複製されているが、仮名遣いは異

っている。上掲書相当は五九七頁。

(66) 「同右」六五九頁、「白木屋三百年史」五九六頁

(67) 東京大学経済学部史料室蔵

(68) 天保三辰一月二日か、天保四年三月二日か、記載が判明としない。月は両者以外かもしれない。

(69) 松居遊見については「近江神崎郡志稿」下巻四九二—五〇一頁、平瀬光慶「近江商人」二一九—三〇頁参照

(70) 「松居者不及申候近喜店笹屋御店共家財不殘闕所」とあるが、松居は誤りだろう。

奥州系の京都への入荷の仕方は、松居が特例ではない。

「糸仲間取締示談事一札之写」(三井文庫蔵)によると、

文化一〇年四月の奥州方主人支配人連印の一札には、「荷主方色々手段被致、為登荷物道中ニ困ひ被置其荷物行方不明ニ候、就中大津表ニ駄数夥敷留被置候而、追々出荷被致候族も有之、其外飛脚屋預ケ置、宰領持当地客宿々出荷等も有之、旁以散乱致候得は」としている。

(71) 東京大学経済学部史料室蔵「白木屋文書」、本文書による研究に林玲子「江戸問屋仲間の研究」二二二頁、齋藤博「前掲稿」一三〇—一頁がある。

(72) 山梨県立図書館蔵

(73) 藤田貞一郎「幕末における『困益』思想の展開—文久二年『甲斐国御益筋見込書』について—」史学雑誌七一編一〇号には甲府柳町四丁目家持和泉屋平右衛門がみえてい

る。本稿の和泉屋平右衛門との関係については今後研究してみたい。

(74) 通信博物館蔵

(75) 竹原田藤兵衛については「甲斐国民起奮記」(竹川義徳蒐集文書)に、「蔵宿札差大福人」とある。白木屋と取引があった事実からすれば呉服商でもある。

(76) 有泉貞夫「明治十六年地方巡察使質問条項答案」甲斐史学三号五五頁の巡察使質問事件取調書所収「有名ナル豪商農ノ姓名並財産ノ概略」には西山梨郡として

姓名 職業 動産 不動産

名取忠文 商 山田町 七万円 五万円

大木喬命 商 横近習町 七万円 三万円

窪田瀬兵衛 商 緑町 五万円 三万円

とある。これが京屋甲府店の取引先かは今後にまちたい。

(77) 滋賀県神崎郡南五箇庄村川並の塚本源三郎「紅屋三翁」

によると、定悦塚本定右衛門は文化九年に「京大阪の小間物を仕入れ、商号を紅屋と名づけて、甲府に行商し、同地の堺屋与次兵衛方を、定宿として開業」(五丁)し、天保期には甲府はその主要な得意場であったが、「或る時。定悦は、甲府の得意先なる大木喜右衛門に商売の秘訣を尋ね、『勤儉にして顧客の利を計れ』といはれたことを、深く肝に銘ぜられた」(七丁)とある。当時大木は小間物を

取扱っていたのであろう。なお山口栄蔵氏の御教示によると、大木は昭和初期の恐慌迄続いた呉服商で、店頭よりも在を廻るのを商法にしていたという。

(78) 加島屋作次郎は大阪の豪商長田家加嶋屋作兵衛の分家で尼崎店と称せられた。詳細は鶴岡美枝子氏の作成された「史料館所蔵史料目録一四集―摂津国大阪加嶋屋長田家文書」を参照されたい。「両替商沿革史」(四頁)には大阪旧幕時代の両替商として

(東区)

同今橋四丁目(長田) 加島屋作次郎

とあり、また蔵預り切手に関連して入替両替商の重なる者として「加島屋作次郎(姓長田)」(一一五頁)がみえていゝる。さらに手形裏書の項にも「仮令バ濊ノ酒造家ニシテ大阪ノ或者ト取引シ居レルヨリ五ニ手形ヲ飛脚ニ托シテ一方ニ送附スルトモ」中間で拐帯遺失盗難の患はないが、第三者に指出す場合には少し趣が異なるとして、「裏書手形ノ振出元ハ大阪ノ米屋文兵衛ニテ此為替ノ仕私人ハ江戸ノ枳屋源右衛門而シテ之ヲ江戸ヘ下セシハ加島屋作次郎ニテアリシガ」と為替手形裏書と現金の關係の例に名前がみえていゝる(一一八―一九頁)。なお両替商沿革史は鶴岡氏からコピーを借用させていたたい。「稲の穂」(大阪市史)第五(五五―五五頁)にも「入替方五軒又ハ六軒の両替」として「加島作治」が記るされている。

甲州における飛脚問屋(藤村)

(79) 加島屋作五郎は長田家加嶋屋作兵衛の分家で船町店と称せられている。「両替商沿革史」(三頁)によると大阪の十人両替である。

(80) 林玲子「江戸問屋仲間の研究」(二二二頁)によると、白木屋「古今記録帳」の天保一四卯年の頃には「去ル丑年より室町京屋店并ニ関東田會店々京都近孝店大借財之儀ニ付京都御店江戸御店共莫太之損出金有之候ニ付御商売駄諸仕入向行届不申」とあるそうである。

(81) 窪田藤兵衛宛京屋弥兵衛天保一三年寅正月吉日「金子請取通」には、正月朔日に金四〇〇〇兩を請取り「此分別紙証文差入置候分」とある。ついで同朔日金五五〇兩、二月一六日金二〇〇兩、四月一九日金一〇〇兩とみえ、その間には二月金五〇〇兩を為替手形で渡し、金二〇〇兩を江戸送りで渡している。結局金四〇〇〇兩を少し超える額が残っており、以後白紙である。

(82) 「彦根市史」中巻三〇五頁には、天保年間に高宮川の無賃橋架橋費捐金差出人に馬場利左衛門とあるが確認していない。伊東弥之助氏の御教示によって知つた、記して感謝したい。なお高宮村は宿駅で高宮布が有名である(「同書」三四、四七頁)。また明治三年「第一諸国出店呉服商社記」(三井文庫蔵)には京都「歎屋町通四条上ル町 馬場 近江屋利左衛門」とある。これが高宮村出身かは確認していない。

(83) 近江商人について正田健一郎編著「八王子織物史」上巻六七頁には、江州商人の八王子買付けを述べ、彼等を「嘉永四年の江戸呉服問屋名前帳に名を連ねる者もいるが、大部分は大坂系の問屋で、明治以降においては、東京に進出し、それまでの越後屋、白木屋、大丸などにとつて代つて、織物問屋として活躍する人々である」としている。そのなかに近江屋の名前はないが、幕末のこの様な動きは注目される。

(84) 嘉永六年四月付甲府・江戸京屋、白木屋宛窪田藤兵衛の一札も同趣旨である。

(85) 「白木屋三百年史」一一二頁。経金は安政五年に享年六〇で歿している。

(86) 山梨県立図書館蔵、本稿では伊七が記るし、他人が添削しているものによつた。文章は添削以前の自筆文による。なお同館には別本として、添削したものを清書したものがあり、明治四一年一月二三日付山梨日々新聞の「風聞伊七翁経曆」の一部はこれによつてゐる。

(87) 石井孝「幕末貿易史の研究」第二編、同稿「横浜市史」二巻三三七―四七三頁。なお山口和雄「幕末貿易史」第三章もこの問題についての研究である。

(88) 「横浜市史」資料編一 三三二―三三頁

(89) 奥州船積問屋は、奥州ではなく関東の川船をさしているようである。

(90) この数字からすると一斤一五一匁で、一ピクル一〇〇斤とすると、横浜貿易のピクルはアメリカピクルと推測される。

(91) 生糸輸出货量と江戸系問屋取扱量との関係から横浜に直接に送られる生糸の量を考えると、文

横 浜 輸 出 量 (A)			江 戸 系 問 屋 向 (B)		
年	ピクル	箇	年	箇	箇
1861	5,646	9,472.7	文久元	1,667.5	12,523.0
1862	15,672	26,294.1	文久2	1,072.0	35,235.0
1863	19,609	32,899.5	文久3	238.0	26,552.0

久年間の数量は次表の通りである  
 (石井孝「幕末貿易史の研究」三七七頁、同稿「横浜市史」二巻三七一一―三三五頁)。江戸系問屋取扱貿易向(B)に対する、輸出货量をピクルから箇に換算した(A)の百分比は文久元年七六%、二年六五%、三年一四%になる。陰暦陽暦の関係もあり果して何れ程の意味があるか問題である。また江戸系問屋取扱の貿易向分は、運送方と飛脚屋が運んだ分と諸藩が領内産出糸を江戸の屋敷に運んで積置いた分との比率が不明である(生糸横浜輸出調「横浜市史資料編一 二七二頁」、前者についても諏訪の生糸では「諏訪から江戸迄は中馬により、江戸から横浜迄は飛脚屋の京屋の手によつたもの、やう

である。「平野村誌」下巻五三頁)として飛脚問屋以外の手によるものもある。飛脚問屋以外の運輸手段が存在する事は、近世の交通としては一般的な事であるから、開港が直ちに新交通機関ルートを強力に育成したかどうかは、今後の研究にまちたい。

(92) 「横浜市史」資料編一 二一七頁

(93) 「同右」一五七頁

(94) 甲府市坂田家文書

(95) 同右

(96) 有泉貞夫「幕末甲府生糸商の存在形態」(前掲書二五一—二二頁)によると、佐兵衛は縮襪巻問屋、久兵衛は貸挽仲間、逸平は繰綿仲買から出発した農村出身新興商人で、他は不明である。なお「平野村誌」下巻四八、五三頁にも彼等の信州での動向が記るされている。

(97) 「山梨県史」一巻七三頁

(98) 三井文庫蔵

(99) 「山梨県史」一巻七四頁

(100) 「同右」七四頁。有泉「前掲稿」二五一頁によると、慶応二年(明治元年)の甲府生糸商の出荷生糸改量のうち伊七、逸平、佐兵衛出荷分は五二・九%、五六・五%、七四・一%に及んでいる。

(101) 「山梨県史」一巻七四—七頁

(102) 石井孝「初期横浜貿易商人の存在形態—甲州屋忠右衛門

甲州における飛脚問屋(藤村)

を中心にして—附録篠原家文書」横浜市立大学紀要八五号 Series A-18

(103) 「同右」、文書番号を記るすので、本文書によるものは頁を註記しない。

(104) 「生糸横浜輸出調」(横浜市史資料編一 一八五頁)。なお同史料によると糸運輸に関係しているのは飛脚問屋京屋弥兵衛、島屋佐右衛門、同上州店運送方木屋小左衛門、松坂屋弥兵衛、佐野屋半右衛門である。

(105) 「貿易荷物取締向一件始末書 江戸糸見世」(横浜市史)資料編一 三四五頁)、「外国貿易諸色一件」(同書四〇頁)

(106) 「横浜市史」資料編一 四八三頁

(107) 「同右」五〇一頁

(108) 「同右」五〇二頁

(109) 「甲府郵便局八十年誌」三三二頁

(110) 坂田家文書

(111) 有泉「前掲稿」二五〇頁には、坂田日記により慶応二年壬五月一〇日に「御用金用意の積金を荷主の方で行なうとの条件で前述の京屋による登せ糸改めも同時に廃止される」とある。坂田家文書の日記は同年のものが二種類あった記憶があるので、私のみでない方もかもしれないが、有泉氏がその前に引用している史料が「東国筋江出荷」とある事もあり、本稿では上納願の結果については不明の儘にする。

- (112) 「平野村誌」下巻六六頁
- (113) 「甲府略志」一五〇頁、「山梨県史」二巻一〇一四―一五頁
- (114) 包封は「富士銀行八十年史」(四頁) に安田屋善次郎封金包の式分判五拾両、三井高維編述「新稿兩替年代記関鍵」巻二考証編の図版三六号に三井次郎右衛門包の各種が示されている。林氏所蔵の京屋弥兵衛包の表はこれらと同様のものであるが、裏は三井の場合のように結びでなく、普通の折たたみ式によっている。京屋包を御教示下さった林氏に感謝したい。
- (115) 遠藤佐々喜「きんさつ 金札」(「国史辞典」三巻三一八頁 富士房刊)
- (116) 三井高維編著「前掲書」巻一資料編一四七頁
- (117) 山梨県立図書館蔵
- (118) 梅井義雄「三井大元方の資本蓄積」専修大学論集二七号 八一頁
- (119) 日本通運株式会社「社史」一四〇頁
- (120) 「山梨県史」二巻九〇九―一二七頁
- (121) 「同右」九〇六―八頁。なお「甲府郵便局八十年誌」三二頁に郵便取扱人加藤源九郎を「かつての飛脚問屋」としてゐるのは誤りであり、これは林陽一郎氏の御教示による。
- (122) 同案内には、「陸運会社 請松荷問屋 柳町四丁目和泉屋平右衛門」がみえている。なお京屋弥兵衛の甲府山田町沓番屋敷の土地家屋は明治五年の史料(山梨県立図書館蔵)によると、京都梯木町雜業村井弥兵衛所地家屋敷出店で、支配人は寄留人末木嘉七であるが、支配人以外の構成は明らかでない。嘉七は魚町末木嘉甫の長男で二九歳であり、嘉七の父は横兵本町手塚清五郎方備、弟は甲府西青沼町山口治郎兵衛方備であるが、末木嘉甫長女が岡島茂兵衛妻であり、岡島茂兵衛叔母は風間伊七妻である。嘉七の奉公にもこの縁組が影響しているかもしれない。
- (123) 「国際通運株式会社史」八三頁
- (124) 史料館蔵。なお同年「山梨県甲府各家商業便覧」(三井文庫蔵)は同一内容と考えられる。
- (125) 山梨県立図書館蔵の筆写本による。
- (126) 運輸会社としては、甲府柳町の「通送荷物取扱所 東京中牛馬会社 担当人浅川友八、米倉善八、清川清造」がある。
- (127) 明治二七年版峽洞小幡宗海、霧城安藤誠治編「山梨鑑」上巻二三五頁
- (128) 風間伊七は明治四年二月官金取扱、同五年二月一日泉庁為替御用を命ぜられているが、この業務を従来京屋甲府店が取扱っていたかどうか、また陸運元会社への移行の影響かは今後にまちたい。
- (129) 「定飛脚仲間中、山田屋利助が記した「定飛脚仲間 万年帳 村井店」(一橋大学附属図書館蔵)によると、天

保九年に「甲府表ニおゐて柏屋藤兵衛、小松屋忠次右衛門持株ニ而、四ツ谷竹町甲州屋助左衛門相仕」の甲府定飛脚株は京屋に譲られたとしている。そして京屋は甲府から京大坂への馬継御触を道中奉行内藤隼人正に願出しており、その際に「甲府々京大坂江押込し弁理ニ相成、仲間々差障筋及懸合熟談あり、一札和泉屋ニあり」と但書がある。前述の天保六年譲受け説と異なる点があるが、後考にまぢた

付記

本稿の作成に当って、史料の閲覧を許可された所蔵者各位と、伊東弥之助、有泉貞夫、上野晴朗、清雲俊元、飯田文弥、林陽一郎、坂田季吉、石井紫郎、石井寛治、林玲子の諸氏に感謝します。